

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	758	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	「農」のある暮らしづくり交付金に係る交付事務の都道府県への移譲				
提案団体	兵庫県・大阪府・徳島県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

「農」のある暮らしづくり交付金に係る交付事務を、必要となる人員とともに、国から都道府県へ一括交付金化し、移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】

交流農園や福祉農園の整備を支援する「農」のある暮らしづくり交付金については、各地方農政局が公募及び採択し、都道府県を経由せずに地域協議会等へ直接交付されている。

【制度改正の必要性・効果】

都道府県においては、農園の整備というハード面だけでは不十分なことから、体験農園や実習講座などのソフト事業についても事業を実施している。

また、当該事業の目的は、社会の高齢化・成熟化が進むことによる「農」のある暮らしを楽しみたいとの要望拡大や、高齢者や障害者の介護・福祉等を目的とした福祉農園に対するニーズ拡大への対応であるが、高齢者・障害者への支援については、都道府県において複数の部局が連携して総合的な対策を講じているところであり、それら対策との相乗効果を高めることにより、より効果的・効率的な事業とすることが可能となるため、国から都道府県に一括交付金化し、交付事務を移譲すべきである。

なお、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」、「都市農村共生・対流総合対策交付金」、「『農』のある暮らしづくり交付金」については、農山漁村の活性化という趣旨が類似しており、地域の実情に応じた配分が可能となることから、一括交付金化を求めるものである。

【支障事例】

都市計画区域内で施設を整備するのに必要な法手続を、国が指導していなかったことから、事業実施を延期した例があるなど、都道府県が介していれば防ぐことのできた事例もあり、多方面にわたる事情に精通した都道府県が実施する事業とすべきである。

根拠法令等

「農」のある暮らしづくり交付金実施要綱

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	917	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

「空飛ぶ補助金」のうち「農」のある暮らしづくり交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

県の都市農業施策と一体的に実施した方がより効果的に実施が可能。

根拠法令等

「農」のある暮らしづくり交付金実施要綱

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	759	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	経営所得安定対策等に係る「水田活用の直接支払交付金」交付事務の国から都道府県への移譲				
提案団体	兵庫県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

経営所得安定対策等に係る「水田活用の直接支払交付金」の対象作物及び交付単価を決定し、農業者に交付する事務を国から都道府県へ交付金化し、移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】

経営所得安定対策等に係る「水田活用の直接支払交付金」については、主食用米からの転換作物等について、特定の品目を戦略作物として指定し、全国一律の単価を設定しており、国が、直接、農業者にその作付けに合わせて交付金を交付している。

【支障事例】

本県で作付を推進している野菜は、本県の水田への作付面積では、麦や大豆、飼料作物よりも大きく(約4倍)、水田活用を進めるための最も重要な作物となっている。

野菜の作付推進には、県や地域段階の産地交付金活用も実施しているが、その他の地域特産物の振興や、麦・大豆の団地化の取組推進との兼ね合いもあり、十分な支援につながっていない。(本県の野菜作付面積:H22年 9,480ha → H24年 9,340ha(△140ha))

【制度改正の必要性・効果】

現状では、戦略作物として対象となる作物は全国一律であり、上記のように、本県で作付を推進している野菜は、対象作物とされていない状況である。

地域の実情に合わせた水田転換作物への誘導を図る上でも、交付金の財源を国から都道府県へ交付金化し、移譲したうえで、助成対象作物や、単価の設定を都道府県で出来るようすべきである。

また、都道府県が実施する各種振興施策と連動させることによって、より効果の高い事業展開が可能となる。

根拠法令等

経営所得安定対策等実施要綱

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	760	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	経営所得安定対策等に係る「米の直接支払交付金」交付事務の国から都道府県への移譲				
提案団体	兵庫県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

経営所得安定対策等に係る「米の直接支払交付金」交付事務を国から都道府県へ交付金化し、移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】
米の直接支払交付金は、米の生産数量目標に従い、主食用米の作付けを行った農業者に交付されるものである。

【制度改正の必要性】
米の生産数量目標の配分の業務は、都道府県が市町に対し実施していることから、「米の直接支払交付金」交付事務についても国から都道府県へ交付金化し、移譲すべきである。

【改正による効果】
これにより、現状では、平地と中山間地等の条件不利地との間や、大規模稲作農家などの担い手と兼業農家の間でも一律である助成単価に差を設けるなど、各都道府県の地域性に合わせた交付金の活用が図られ、需要に応じた主食用米生産とともに水田の維持管理につながる。
(平成29年度までの時限措置)

根拠法令等

経営所得安定対策等実施要綱

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	761	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	日本食・食文化魅力発信プロジェクト 日本の食魅力発見・利用促進事業のうち「食のモデル地域育成事業」に係る交付事務の都道府県への移譲				
提案団体	兵庫県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

「食のモデル地域育成事業」に係る交付事務を国から都道府県へ移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】

地域で生産・製造される国産農林水産物や食品の消費拡大を図るための商品開発、販路拡大、人材育成等に係る取組を支援する「食のモデル地域育成事業」では、農林水産省が公募、採択し、交付金は「食のモデル地域実行協議会」に直接交付され、当該協議会に県が構成員となっていない場合は、都道府県の関与なく事業が実施される。

【制度改正の必要性】

都道府県においては、特徴ある食品の加工技術の開発や、その生産者の育成に係る事業を展開しており、また都道府県が展開している独自のブランド戦略との連携を図ることで、蓄積された技術情報やデータベースを有効に活用できることから、より効率的に事業を展開することが可能となるため、国から都道府県に事務を移譲すべきである。

【支障事例】

具体的な支障事例として、本県では淡路島の農水産物・加工食品の生産・流通・観光・消費が一体となって、食料生産拠点としての淡路島の魅力をさらに引き出すとともに、島内はもちろん京阪神などの大消費地での新たな需要を開拓することを目的として、22年度に「食のブランド淡路島推進協議会」(事務局:洲本農林)を設置し、ブランド推進戦略を展開してきた背景がある。一方で、25年度に淡路市や(株)パソナ等が構成員となり、「淡路地域食のモデル構築協議会」を設立し、本事業を行っているが、同団体が本事業に採択されたことについて後日に県に情報が入り、取組内容についても、県の「食のブランド淡路島推進協議会」と重複する部分があり、県が本事業の交付事務を行っていれば、応募団体に対し既存団体との調整や県のブランド戦略等を指導することで、より効果的に事業展開が可能となったが、調整不足が見られた。

根拠法令等

日本の食魅力再発見・利用促進事業実施要綱

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	919	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

「空飛ぶ補助金」のうち食のモデル地域育成事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

同趣旨の地産地消を県も推進しているため、県に移管すれば二重行政の解消になる。

また、県で一体的に実施した方がより事務の効率化が期待できる。

根拠法令等

日本の食魅力発見・利用促進事業実施要綱

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	913	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

「空飛ぶ補助金」のうち農業基盤整備促進事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

市町村が単独で行うよりも、県と一体として実施した方が効果が期待できる。

根拠法令等

農業基盤整備促進事業実施要綱

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	914	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

「空飛ぶ補助金」のうち環境保全型農業直接支援対策交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

県で交付金を受け入れ、生産者への支払いを一本化することで、事務処理の効率化を図ることができる。

根拠法令等

環境保全型農業直接支援対策実施要綱

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	922	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

「空飛ぶ補助金」のうち果樹経営支援対策事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

産地の実情を把握している県が行うことで、より効率よく、効果的な事業実施が可能となる。

根拠法令等

果実等生産出荷安定対策実施要綱

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	923	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

「空飛ぶ補助金」のうち茶改植等支援事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

産地の実情を把握している県が行うことで、より効率よく、効果的な事業実施が可能となる。

根拠法令等

果実等生産出荷安定対策実施要綱

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	773	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲				
提案団体	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県				
制度の所管・関係府省庁	環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省				

求める措置の具体的内容

事業者等の各都道府県内事務所への容器包装リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする)

事業者等への立入検査、報告徴収
事業者等への指導、助言
事業者等への勧告、公表、命令

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行・支障事例】
本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。)

【改正による効果】
都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。

根拠法令等

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第19条、第20条、第39条、第40条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	974	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲				
提案団体	関西広域連合				
制度の所管・関係府省庁	環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省				

求める措置の具体的内容

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。

なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。

根拠法令等

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の5、第7条の7、第19条、第20条、第39条、第40条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	978	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲				
提案団体	鳥取県				
制度の所管・関係府省庁	環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、財務省				

求める措置の具体的内容

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。
なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。
権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。
また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。
そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。
その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。

根拠法令等

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の5、第19～20条、第39～40条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	775	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲				
提案団体	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省				

求める措置の具体的内容

事業者等の各都道府県内事務所への食品リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする)

事業者等への立入検査、報告徴収
事業者等への指導、公表、助言
事業者等への勧告、命令

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行・支障事例】
本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。)

【改正による効果】
都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。

根拠法令等

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第10条、第24条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	975	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲				
提案団体	関西広域連合				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省				

求める措置の具体的内容

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。

事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。

なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。

根拠法令等

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条,第10条,第24条第1項から第3項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	979	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限の移譲				
提案団体	鳥取県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省				

求める措置の具体的内容

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。
なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。
権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。
また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。
そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。
その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。

根拠法令等

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第24条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	776	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	資源有効利用促進法に基づく権限の都道府県への移譲				
提案団体	兵庫県、徳島県				
制度の所管・関係府省庁	経済産業省、環境省、財務省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省				

求める措置の具体的内容

事業者等の各都道府県内事務所への資源有効利用促進法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする)

事業者等への立入検査、報告徴収
事業者等への指導、助言
事業者等への勧告、公表、命令

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行・支障事例】

本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。)

【改正による効果】

都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。

なお、指定表示事業者に対して、県独自の表示を勧告、公表、命令するものではない。

根拠法令等

資源有効利用促進法第11条、第13条、第16条、第17条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条、第32条、第33条、第35条、第36条、第37条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	27	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	農商工連携に関する事務の都道府県への移譲				
提案団体	愛知県				
制度の所管・関係府省庁	経済産業省、農林水産省				

求める措置の具体的内容

地域における関係機関との案件発掘等に係る調整
農商工等連携促進法による事業計画認定・承認に係る事務
補助金の交付・確定に係る事務の権限移譲

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】
事業の目的が、農林漁業者と商工業者等が通常の商取引関係を超えて協力し、お互いの強みを活かして新商品・新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行うことであることから、地方が地域の中小企業のニーズに基づききめ細かい支援を行うことが必要である。全国的な視点があるとしても地域振興に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべきである。

根拠法令等

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条、第5条
中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金 農商工等連携対策支援事業要綱

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	851	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	農商工等連携促進法に基づく計画認定等の事務及び財源の都道府県への移譲				
提案団体	愛媛県				
制度の所管・関係府省庁	経済産業省、農林水産省				

求める措置の具体的内容

農商工連携の促進及び地域の実情や事業者等のニーズを踏まえた支援を行うため、現在、国が行っている事業計画の認定や補助金の採択の権限及び財源を地方へ移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

農商工連携は、異なる産業間の連携により新たなビジネスチャンスに取り組むものであり、これまでの相談事例からも、事業展開の初期段階から支援することが必要である。しかしながら、国の事業計画認定においては、新商品の開発等が完成品に近い段階まで進んでいることなどが要件となっているとともに、地域性や事業者のニーズ等が考慮することなく全国一律に評価していることから、事業者が申請を断念するケースが散見される。

全国を見据えた視点についても、現地、連携体の現状を掌握している県などの地域行政の判断(審査会等や専門家の意見照会等)が必要である。

認定要件「新商品(新規性)」「有機的連携」「経済資源の有効活用」の審査については、農商工連携ファンド事業等においても判断基準としており、県段階で情報を有していることから、県段階で審査実施することで情報の精度が高まる。

認定件数が年間0件の都道府県は、現場での事業推進、認識等の低さ等問題を抱えている背景もあり、県に計画認定や補助金採択の権限を移管することで、連携事業者の掘り起し等につなげることができる。

(参考)

認定数H26.2.3現在 全国 計画認定626件、都道府県平均13.3件(愛媛県18件)、最少認定4件(佐賀県、長崎県)、最多認定 45件(愛知県)

愛媛県内計画認定者のうち、補助事業者実施 11/18件

年度別 農商工等連携事業認定数

H20(176件)、H21(184件)、H22(65件)、H23(60件)、H24(60件)、H25(67件)

農商工連携ファンドや6次産業化事業の採択が増加しているのに対し、減少している。地域とのつながりや事業PRが弱い。

県等が実施している農商工連携の促進に向けた各種支援事業との一体的な実施が可能となり、より効果的な支援につながる。

根拠法令等

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	982	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	農商工等連携促進法による事業計画の認定権限等の都道府県への移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	経済産業省、農林水産省				

求める措置の具体的内容

農商工等連携促進法による事業計画の認定業務
中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金の交付に係る事務
について、関東経済産業局及び関東農政局から都道府県へ権限の移譲

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

計画の認定及び補助金交付に係る事務は、地域産業の振興の観点から重要な業務であるが、現状では、専ら国と事業者が調整しており、県は計画が策定された後に求められる意見書程度しか関与できていない。その結果、例えば、計画が実行されても、開発された商品が販売に結びつかないケースが散見されている。これは、計画段階における地元での販路の分析や支援体制の構築が不十分であることが原因である。国が現在行っている、人口の多い都心部における販路開拓は、重要であり、今後も継続した支援が必要である。しかし、産地における販路開拓や地元の支援などのバックグラウンドが無いものが、都心部で売れ続けることも難しく、都心と地元における販路開拓支援は、車輪の両輪であり、ともに推進するべきである。そして、現状の方式では、地元の体制づくりが困難であるため、権限と財源の移譲による事業のあり方の見直しを求めるものである。

また、全国的な視点から先進的な事例のみを支援するべきという意見もあるだろうが、地域的なレベル格差があるなかで、全国的には遅れている都道府県であっても、当該地域のなかで先進的なモデル事業を実施している事業者に対しては必要な支援をするべきである。

現状は国が計画を認定し、国が事業者に補助しているが、これを変更し、国が県内の都道府県中小企業センター等の運営法人に基金を設立し、県が計画を認定し、県が基金を通じて事業者に補助するよう権限と財源の移譲を求めるものである。

なお、国は全国的な視点から評価の準則を定め、県は準則を踏まえながら各県の評価基準を定めることで、広い視野や全国的な視点も踏まえた、事業としての一定の水準を保つ。

根拠法令等

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	368	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲				
提案団体	九州地方知事会				
制度の所管・関係府省庁	経済産業省、農林水産省、国土交通省、警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、環境省				

求める措置の具体的内容

エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【必要性】エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実状に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」こととされている。地方公共団体は、本規定に基づき、特に地域として取り組むべき「エネルギー使用の合理化(省エネルギー)の促進」「再生可能エネルギーの普及」の施策の充実等に努めている。

これらの取組みをより効果的なものとするため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく、特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。

【具体的な効果】地方公共団体においては、省エネルギー促進のための取組みを行っているが、地域におけるエネルギーの使用状況等を把握することができないため対象を重点化等することができず、また指導・助言する権限もないため、取組の成果が限定的となっている。例えば、本県においては、工場・事業場等の省エネルギー診断事業を無料で行っているが、エネルギー多消費事業者の情報を把握し、これら事業者に対し省エネ診断の活用を指導・助言することが可能となれば、地域内におけるエネルギー使用の合理化が大幅に進むことが期待される。

【効果的な取組みとするための工夫】「求める措置の具体的内容」にあわせて、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報を、都道府県の求めに応じ提供することで、より効果的な取組とすることができる。

根拠法令等

エネルギーの使用の合理化に関する法律第6条、第53条、第60条、第67条、第87条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	510	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	「総合効率化計画」の認定、報告徴収、取消、確認事務等の国から都道府県への移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	国土交通省、経済産業省、農林水産省				

求める措置の具体的内容

①事業者から申請のある「総合効率化計画」の認定、②認定事業者からの報告徴収、③認定の取消、④特定流通業務施設の基準適合の確認事務について、移譲を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

当該業務は、県(一部市)が行っている農地転用の許可事務や開発行為の許可事務と密接に関連しており、都道府県に事務を移譲することで効率的な事務の執行が期待できる。

国において当該事務を実施することで、県が実施する上記事務との乖離や矛盾が生じる可能性がある。

そのため、県において実施することで、上記事務との連携を図ることができ、地域の特性を反映したきめ細かい施策を展開できるとともに、流通業務施設の設置を含む総合効率化計画の認定事務とあわせ、同一の行政庁が農地転用と開発行為の許可を効率的に進めることで、迅速な流通業務施設の整備が可能となり、効率的で環境負荷の小さな物流の構築という法の目的に対して総合的な対応が図られ、流通の効率化に資する。

なお、国の自己仕分けにて、従来から国が一元的に実施していること、安全対策や事業者の円滑な事業活動等の観点から国が引き続き所管すべき事務とされているが、地域の特性や県で実施する施策との整合性を図る観点から県が所管すべきと考える。また、H25年の各省の検討においては、流通業務施設が所在する市町村や都道府県に止まらず、国際・国内の物流網の効率化について念頭に置く必要があり、総合効率化計画の認定は国が行うことが適切とされているが、各拠点が創意工夫を図り、それぞれが地域の状況に応じた効率化を図ることによっても、都道府県域に止まらない効率化が見込めることから、都道府県が担うべきと考える。

根拠法令等

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条、第5条、第7条、第21条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	138	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農地制度のあり方について				
提案団体	全国知事会、全国市長会、全国町村会				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

- ・農地の確保に資する国・地方の施策の充実
- ・農地の総量確保の目標管理
- ・農地転用許可制度・農用地区域設定制度の見直し

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

〔基本的認識と改革の方向性〕
○真に守るべき農地を確保する必要性は国・地方共通の認識
○地方が主体となり、農地を確保しつつ、都市・農村を通じた総合的なまちづくりを推進
→国、都道府県、市町村が責任を共有し、実効性ある農地の総量確保の仕組みを構築するとともに、個別の農地転用許可等は、市町村が担うべき

〔見直しの方向性〕
○農地の総量確保(マクロ管理)の仕組みを充実
・市町村が主体的に設定した目標の積上げを基本とし、国、都道府県、市町村が議論を尽くした上で国の総量確保目標を設定(国と地方の議論が実質的に機能する枠組みを設置)(地域の実情により、必要に応じて、都道府県は広域的な調整を実施)
・地方では新たに市町村計画において確保すべき農用地等の面積目標を明記(現行は、面積目標の設定は国・都道府県のみ)

耕作放棄地の発生抑制・再生など施策効果ごとに目標設定
目標管理に係る実行計画の実施状況等を第三者機関が事後評価

○農地転用許可制度等(ミクロ管理)の見直し
・農地転用許可等について、大臣許可・協議を廃止し、土地利用行政を総合的に担っていく観点から市町村に移譲
・その際、必要に応じて転用基準の更なる明確化等
・市町村農業委員会選任委員の学識経験者の比率を高めることを可能とする
・都道府県農業会議への意見聴取は、一律の義務付けを廃止(地域の実情を踏まえ、必要に応じて聴取)

○農地において農業が力強く営まれるための取組を充実
国は制度の枠組みづくりを行い、地方は農地中間管理機構の活用をはじめ、担い手への農地の集積・集約化や耕作放棄地対策等の具体の施策を推進

※別紙参照

根拠法令等

農振法第3条の2、第4条、第5条の2、第5条の3、第8条、農地法第4条、第5条、附則第2項、農業委員会等に関する法律第12条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	292	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農地制度のあり方について				
提案団体	三重県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農地の確保に資する国・地方の施策を充実させる。
農地の総量確保の目標管理を行う。
農地転用許可制度・農用地区域設定制度の見直しを行う。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【農地の確保に資する国・地方の施策の充実】
実効性ある農地の総量確保の目標管理の仕組みを構築する。具体的には、国指針として「確保すべき農用地等の面積の目標」を設定することとし、この設定に際し、農地確保の施策効果ごとの目標を設定する。従来、市町村は目標設定に関与することができなかったが、これらの目標は、国、都道府県、市町村が十分議論を尽くした上で設定することとする。このため、単に国が地方の意見を聴取するのではなく、国と地方が透明性を確保した中で、実質的な議論を行うための新たな枠組みを設けることとする。なお、「確保すべき農用地等の面積の目標」については、国指針、都道府県方針、市町村計画に明記することとする。また、農地確保の施策について確実に実行に移すため、国、都道府県、市町村それぞれのレベルで、「実行計画」を策定する。

【農地の総量確保の目標管理】
個々の農地転用許可等については、大臣許可・協議を廃止し、土地利用行政を総合的に担っていく観点から、市町村に移譲し、国、都道府県の関与は不要とするべきである。また、市町村計画の策定のうち農用地区域の設定・変更についても、都道府県知事の同意を不要とするべきである。

【農地転用許可制度・農用地区域設定制度の見直し】
上記の目標達成に向け、国は農地の確保に資する制度の枠組みづくりを行い、地方は、農地中間管理機構の活用をはじめ、担い手への農地の集積・集約化や耕作放棄地対策などの具体の施策を推進する。

根拠法令等

農振法第3条の2、第4条、第5条の2、第5条の3、第8条
農地法第4条、第5条、附則第2項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	16	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農地転用許可権限の移譲				
提案団体	飯田市				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

- ①農地転用許可については、大臣許可・協議等の事務処理に多大な時間や手間を要し、迅速性に欠けるため支障があり、地域事情を把握している市町村に権限を移譲すべきである。総合的な土地利用行政を担う観点から、基礎自治体である市町村に権限を移譲すべきである。
- ②現行の許可権限は、面積4ha超の農地にあつては「国(農林水産大臣)」、4ha以下2ha超は、国の事前協議に基づいて「都道府県知事」、2ha以下は「都道府県知事」(権限移譲を受けた市町村は除く。)にある。これらすべての許可権者を「市町村へ移行」する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

- ・支障となる手続きの現状と事例
開発計画を進めるためには、農用地区域からの除外(以下「農振除外」と標記。)の許可を受け、その後農地転用の手続きを進めることとなることから、農地転用が許可される見込みがない事案については農振除外の手続きが進められない。そのため、農振除外が必要な大規模な開発については、国、県との事前協議を行い、除外相当と認められた後に農振除外の申請を行うこととなる。国との協議は非常に長期間を要するため、開発計画の速やかな推進は困難である。
- ・迅速な事業推進の必要性
農家の後継者の住宅整備等小規模な開発に伴う転用についても、農振除外の手続きにおいて県との協議に相当な時間を要し、後継者の定住に支障がある。
- ・地域の実情を踏まえた必要性
農地転用許可は、農用地区域の設定とともに優良農地を守る制度であると同時に、土地利用行政の一角を占める制度である。地域事情を把握している基礎自治体が、土地利用行政を総合的に担っていく必要があるという観点から、市町村に許可権限を移譲すべきである。

根拠法令等

農地法第4条及び第5条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省庁

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

根拠法令等

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	80	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	全ての市町村に転用許可権限を移譲				
提案団体	松前町				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農地法第4条及び第5条を改正し、農地転用の許可を市町村が行うようにする

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

現在、少子高齢化や財源状況の悪化など、多くの問題が全国的に表面化し、基礎自治体が疲弊している状況である。

そのようななか、総務省の地域力創造グループでは、本格的な地方分権改革の時代のなかで、地域の元気を創造し活性化するための施策を実施しているが、自立した地域を目指すためには、基礎自治体の判断で土地利用の誘導を行うことも必要である。

土地利用はまちづくりの基本であり、地域の実情や住民ニーズを反映しながら、よりよいまちづくりを展開するため、優良農地をどのように守り、どのように有効活用していくのかという判断については、地域の実情を一番理解している基礎自治体の責任において行うべきである。

しかし、現行制度では、大臣や知事の許可になっており、地方分権を進めるうえでの阻害要因になるとともに、迅速性にも欠けている状況である。

地域の経済や住民の生活を考慮しながら、よりよい土地利用を進めることは、地方分権を進めるうえで重要な施策の一つであり、それを担うのは基礎自治体である。

そのため、農地転用の許可を市町村が行うことができるよう、農地法第4条及び第5条の改正を求める。

根拠法令等

農地法第4条第1項、第5条第1項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	91	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農地転用の許可等に関する事務・権限の移譲				
提案団体	佐賀県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農地法第4条及び5条の農地転用の許可に関する事務・権限を、農林水産大臣及び都道府県知事から、市町村長へ移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】土地利用法制と所管省庁は法制・所管ともに縦割りであるが、都市計画法制が一定の権限移譲が進んでいるのに対して、農地法の権限移譲はほとんど進んでいない。このため、地域における土地の最適な利用を判断する責任が、地方自治体に十分ないため、まちづくりを地方自治体が行っているという実感が乏しい。また、農地転用について農林水産大臣の許可、協議を必要とする案件があるため、手続に時間がかかることから、行政の効率性の観点からも問題がある。

【改正の必要性】農地転用に関する事務権限を市町村に移譲する。これにより、地域の実情を把握する市町村が事務を行うことで事務の迅速化が図られるとともに、地域における土地利用の責任を地方が担うことが可能となる(別途、農地法附則第2項に基づく、国への協議を廃止することも提案)。

【懸念の解消策】農地転用の事務移譲に伴い、国全体で確保すべき農地が守られなくなるという懸念に対しては、地方六団体農地制度PT報告書(添付)で提案しているとおり、国、都道府県、市町村の間で確保すべき農地の総量等について、実質的な協議を行ったうえで、事後に第三者機関による評価を行うことで実効性を確保すること等により、解消が可能である。

根拠法令等

農地法第4条、第5条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	100	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農地転用許可権限の市町村への移譲				
提案団体	岡山県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

- ①4haを超える農地転用に係る農林水産大臣の許可権限を市町村長へ移譲する。
- ②4ha以下の農地転用に係る知事の許可権限を市町村長へ移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

農地転用許可に当たっての審査基準は同一であり、面積要件により許可権者を変える必要性に乏しく、許可権限を市町村へ移譲すること、農林水産大臣への協議を廃止することにより事務の迅速化を図るべきである。

【支障事例】

地方農政局における手続に一定程度時間を要するため、立地を計画している企業等が刻々と変化する経済情勢に基づくビジネスチャンスを見逃す場合や、不要な出費を強いられる場合がある。

【制度改正の経緯】

本県では、現在、4ha以下の農地転用許可権限を全ての市町村に移譲しているが、何ら問題なく事務処理ができています。市町村からは、より迅速な事務処理を可能にするため、県農業会議の意見聴取の義務付けを廃止すべきとの多数の意見があります。

根拠法令等

農地法第4条第1項及び第5条第1項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	121	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	4haを超える農地に係る転用許可権限の移譲				
提案団体	静岡県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農地法第4条又は第5条に基づく農地の転用許可権限のうち、農地面積が4haを超えるものに係る農林水産大臣の許可権限の都道府県知事への移譲

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【提案の背景】

農地転用に当たっては、農地面積が4haを超える場合は農林水産大臣、4ha以下の場合は知事が許可権限を有している。これについて、政府においては、平成25年12月20日に「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」を閣議決定し、この中で、農地転用許可制度については、平成26年を目途として、農地確保の施策のあり方等とともに、農地転用事務の実施主体や国の関与等のあり方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしている。

【制度改正の必要性】

大臣許可案件の処理には、知事許可に比べ、事前協議等に数カ月以上の期間が加わるため、迅速な事務処理に支障を来している。例えば、企業立地等の転用需要に対し、開発者の事業展開のスピードを勘案した迅速な農業上の土地利用調整や許可処分等が必要であるにもかかわらず、行政間の長期にわたる協議等によって農業振興を含む地域経済の活性化の機会を逃す可能性があることなどがあげられる。大臣の許可権限を知事に移譲することにより、事前協議が不要となり、迅速な事務処理を行うことが可能となる。

【懸念への対応】

大臣許可権限の知事への移譲により、大規模な案件に係る適正な農地転用許可事務の運用の確保が課題となるが、農地転用許可事務は、法令化された許可基準に従って処理するものであり地方自治体においても公平かつ厳格な運用の確保は可能である。なお、本県では、優良な農地を確保、保全するとともに、農地法に基づく農地転用許可制度を適正に運用するなど、県土の合理的な土地利用の推進に努めている。

根拠法令等

農地法第4条、第5条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	143	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農地転用に係る事務・権限の市町村への移譲				
提案団体	佐賀市				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農地転用に係る国の許可権限を地方公共団体に移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】

佐賀市における新工業団地開発は、平成18年の新工業団地の適地調査に始まり、平成21年には地元の同意のもと候補地を決定した。以降、市内における検討会議や佐賀県及び九州農政局等との十数回に及ぶ協議を重ねてきた。

当初の計画では、平成22年に用地買収に着手し、平成25年には分譲開始という予定であったが、平成21年の農地法等の一部改正により、農地転用許可要件や、27号計画で認められる施設の要件が以前より厳しくなったこともあり、事業着手の手法を見出せない状況となり、未だ用地買収に着手できない状況となっている。

本市の平野部分は都市計画区域だけであり、その中で市街化区域内では一団の土地の確保は難しく、市街化調整区域内の農地しか工業団地の適地が無いというのが実情である。しかし、市街化調整区域の大規模な農地の開発については、農政局の協議・許可が必要であり、手続が長期化している。そのため、企業も農地の開発を回避する傾向にあり、実際に佐賀市内に適当な広さ・条件の用地が無いとのことで市外に流出した企業もある。

【必要性】

農地転用許可権限を市に移譲することにより、本市の構想の下に農業と工業、市街地のバランスある土地利用が促進され、地域における雇用の確保や企業誘致による自主財源の確保等、地域経済の活性化を図ることができる。

根拠法令等

農地法第4条及び第5条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	151	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農地転用の農林水産大臣及び都道府県知事の許可権限の市町村への移譲				
提案団体	鳥取県・大阪府				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

4ヘクタールを超える農地転用に係る農地法第4条第1項及び第5条第1項の農林水産大臣の許可を市町村長の許可に改め、権限を市町村に移譲する(併せて4ヘクタール以下の農地転用に係る農地法第4条第1項及び第5条第1項の知事の許可を市町村長の許可に改め、権限を市町村へ移譲する。)

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

「必要性」

農地転用許可の審査期間の短縮により、農地以外の土地利用計画との調整の迅速化を図ることができる。また、農地転用許可事務の効率化により、地域の実情に応じた迅速な調整が可能となる(住民に、より身近な基礎的自治体において総合的な土地利用の観点からの判断が迅速にできる。)

農地転用は、営農条件や周辺の市街地化の状況など許可の可否を判断する基準が明確であり、転用申請に対して当該農地が許可基準に適合している場合は許可しなければならないものである。

農業を含む地域経済の活性化のためには、長期にわたる事前調整を廃止して農地転用事務の迅速化を図り、地域の実情に応じた土地利用調整や許可事務が必要である。

根拠法令等

農地法第4条第1項及び第5項並びに第5条第1項及び第4項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	195	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	面積が4ha以上の農地転用許可権限を都道府県知事に権限移譲				
提案団体	和歌山県・大阪府				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

面積が4ha以上の農地転用許可権限を都道府県知事に権限移譲する

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

4ha以下の農地転用については、都道府県知事が許可することとされているが、4haを超える転用についても県全体の農業施策の観点から、都道府県知事による許可が望ましい。

県が行う農地転用許可事務は、市町村農業委員会での審査、県農業会議への諮問からなる3段階の過程で行われ、客観的かつ総合的な判断が担保されており、面積の大小によって許可権者が変わることには合理性はない。

根拠法令等

農地法4条、5条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	197	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農地転用の農林水産大臣許可権限を都道府県に移譲				
提案団体	奈良県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

4haを超える農地の転用にかかる許可権限を大臣から都道府県知事に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【根拠条文】4haを超える農地転用は農林水産大臣の許可が必要である。

【改正の必要性】

農地転用の大臣許可については、多大な時間を要し、迅速性に欠け、地域の活性化や県内の雇用を生み出す工場や商業施設の立地を進めていく上で課題となっている。

地域の実情を把握する地方が事務を行うことで、地域における農業の実情とスピードを重視する企業のニーズに対応しながら、優良農地の確保と地域経済の活性化の両立が可能となり、総合的なまちづくりを進めることができる。

【具体的な支障事例】

大規模商業施設を誘致するため、市街化区域編入したが、その後の交通協議で市街化調整区域内で道路拡幅が必要となった。本来市街化区域内の農地転用は許可不要であるが、一連の事業計画のもとに市街化区域と市街化調整区域にまたがって転用が行われその面積の合計が4haを超える場合は市街化調整区域にある農地転用は大臣許可が必要とのこと。開発事業者が道路拡幅を行う場合大臣許可手続きに相当の時間を要することとなり事業計画が遅れることが予測されたため、開発事業者による道路拡幅は断念し、市が直接施工した。

根拠法令等

農地法第4条第1項、第5条第1項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	212	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	4ha超の農地転用許可に係る権限の市町村への移譲				
提案団体	磐田市				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

4ha超の農地転用許可に係る権限の市町村への移譲

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

国内外屈指の光技術を有する浜松ホトニクス(株)が、光電子増倍管の生産拠点である豊岡製作所(磐田市下神増)において工場拡張を計画したとき、面積が3ha超であったため、農林水産大臣協議に約1年の期間を費やすこととなり、成長分野でさらに頑張ろうとする企業の投資活動を遅らせる大きな要因となった。例えばこの面積が4haの農林水産大臣許可案件となれば、さらに期間を要するものであると考えられる。

【必要性】

磐田市では、新東名高速道路の(仮称)磐田スマートICが平成29年度の開業をめざして整備を進めており、東名高速道路の磐田IC及び遠州豊田PAスマートICを含めて、周辺地域における土地利用の重要性は日増しに高まっている。しかしながら、現行農地法下では、農地転用に係る手続きに期間を要することがあり、迅速に土地利用を進めることが難しい。こうした状況を踏まえ、農地法の権限移譲等をさらに進めることで、手続き期間が短縮され、基礎自治体の責任と創意工夫のもと、住みやすいまちづくりに取り組むことができるようになる

【効果】

4ha超の農地転用許可の権限移譲により、手続き期間が1年以上短縮が見込まれる。

根拠法令等

農地法第4条、第5条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	225	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農地転用の許可等に関する事務・権限の移譲				
提案団体	三重県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農地法第4条及び5条の農地転用の許可に関する事務・権限を市町村に移譲する。
農地法附則第2項の2ha超4ha以下の農地転用に係る国への協議を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例等】

現在の農地転用事務においては、2ha超4ha以下の農地転用については知事許可であるものの、農林水産大臣への協議が必要となっており、また、4ha超の場合には農林水産大臣の許可が必要となることから、大規模な農地転用では、国との協議・調整に多大な時間と手間を要し、迅速に農地転用ができない場合があり、これにより企業が進出をとりやめるといったケースがある。

【制度改正の必要性】

都市計画法では都市計画決定権限の多くが市町村に移譲されているにも関わらず、農地では国の関与が残っており、総合的な地域づくりのためには、土地利用行政は基礎自治体である市町村が総合的に担い、地域の実情に怖じた土地利用を市町村が自ら判断する仕組みを実現する必要がある。農地の重要性については地方も認識しており、適正な審査を行っている。実情を把握する地方が事務を行うことで事務の迅速化が図られ、地域における農業の事情とスピードを重視する企業のニーズに対応しながら、優良農地の確保と地域経済の活性化の両立が可能となることから、移譲すべきである。

根拠法令等

農地法第4条、第5条、附則第2項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	234	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	4ヘクタールを超える農地転用の農林水産大臣の許可権限の都道府県知事への移譲				
提案団体	広島県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

4ヘクタールを超える農地転用に係る農林水産大臣の許可権限を都道府県知事へ移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

4ヘクタールを超える農地転用について農林水産大臣が許可する場合であっても、各農業委員会において意見書を添付するために農業委員会でも審査は行われており、二重の審査が行われている。また、地方農政局における手続に一定程度時間を要する。このため、刻々と変化する経済情勢に基づくビジネスチャンス企業等が逃す場合や、不要な出費を強いる場合があり、許可権限を都道府県へ移譲することにより事務の迅速化を図るべきである。

【懸念の解消】

国は、現行制度について、大規模農地転用については、優良農地の確保や大規模農地転用によって用排水系統を分断し周辺農地に大きな影響をもたらすこととなり慎重な判断が必要となるなど農地転用制度の適正な運用を図るためとしているが、農地転用許可について県(本県では市町へ権限移譲済)が行う場合と農林水産大臣が行う場合で許可の基準が変わるものではなく、都道府県(本県では市町)は審査能力を有することから、許可権限を都道府県へ移譲することによる支障はない。

根拠法令等

農地法第4条第1項及び第5条第1項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	262	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農地転用許可の移譲				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

4ha超の農地転用許可の権限については農林水産大臣から地方に移譲すること。
(ただし、優良農地の確保の観点から、国が関与する一定の権限の留保は必要。)

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

農地法第4条、第5条による4ha超の農地転用は農林水産大臣許可となっているため、自治体が持つ他法令許可等との確認・調整作業に多くの時間を要し、審査期間が長期化している。

【制度改正の経緯】

平成25年12月20日に閣議決定された「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」では、「農地転用に係る事務・権限については、地方の意見も踏まえつつ、農地法等の一部を改正する法律(H21法57)附則第19条第4項に基づき、同法施行後5年を目途として、地方分権の観点及び農地の確保の観点から、農地の確保のための施策の在り方等とともに、農地転用事務の実施主体や国に関与等の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされている。

農林水産省は、「大規模な農地の転用許可については、農地がまとまって失われるだけでなく、集団的な優良農地において、周辺農地の無秩序な開発を招くおそれがあることなど影響が大きく、国レベルの視点に立った判断を行うことが必要」との見解を示している。

【懸念への対応】

本県では、2ha超4ha以下の転用許可権限が移譲された平成10年11月から平成25年末までの間に、大臣許可案件の調整を24件処理しており、地方が権限の移譲を受けても、法を適正に運用し、事務処理を行う十分な能力を備えている。

ただし、優良農地の確保の重要性を考慮すると、国レベルの視点からの考察も必要と思われるため、地方自治法第245条の5に規定する是正の要求の対象に2ha超の案件も含まれるよう農地法第59条を改正するなど、国が関与する権限を留保すること。

根拠法令等

農地法第4条、第5条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	300	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農地転用等に関する知事・農林水産大臣の許可権限の市町村への移譲				
提案団体	福島県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農地転用等に関する知事・農林水産大臣の許可権限を法律により市町村に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【提案事項】

農地の転用は、住民に身近な市町村が権限を持ち、迅速かつ簡素に許可事務を行うことが必要であり、農地転用等に関する許可権限を法律により市町村に移譲すべきである。

このことにより、住民にとっては、申請から許可までの時間の短縮、地域の実情をよく知る市町村農業委員会で事務処理が行われ説明等が簡略化されるとともに、行政にとっては、市町村(農業委員会)の主体的な意思決定や地域の特色を生かした事務執行が可能となるため、まちづくりの主体である市町村による総合的な行政が展開されることとなる。

根拠法令等

農地法第4条第1項、第5条第1項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	313	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農地転用の許可権限の国から都道府県への移譲				
提案団体	熊本県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

4haを超える農地転用の許可権限について、国から都道府県へ権限を移譲すること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】

農地転用については、土地利用者の利便のためにも事務手続の迅速化を図る必要がある。しかしながら、4ha超の国許可案件の農地転用については、申請から許可まで1年間を要している事例があるなど事務手続の迅速化を阻害している。

【制度改正の必要性】

許可基準が法令で定められており、国と県との間で意見が異なることもなかった点や事務手続の簡素化による住民サービスの向上を考慮すると、都道府県へ権限を移譲するべきである。

根拠法令等

農地法第4条
農地法第5条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	347	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農地転用に関する知事・農林水産大臣の許可権限の市町村への移譲				
提案団体	大分市				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農地転用に関する知事・農林水産大臣の許可権限を市町村へ移譲すること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【提案事項】

農地転用に関する知事・農林水産大臣の許可権限の市町村への移譲

【支障事例】

農地転用許可にあたっては、申請を市町村農業委員会が受理し、十分な審査ののち意見を付して都道府県知事に送付しているにも関わらず、知事は形式的に都道府県農業会議への諮問を行う。市町村は地域の実情を把握しており、自ら十分に適切な判断ができるにも関わらず、こうした事務処理は多大な時間や手間を要し、迅速な事務処理を妨げるとともに、総合的なまちづくりを進めていく上での支障となっている。

【制度改正の必要性】

農地転用許可は、農用地区域の設定とともに、優良農地を守る制度であると同時に、土地利用行政の一角を占める制度である。都市、農村、山村にわたる一体的な地域づくりのためには、本来、土地利用行政は基礎自治体である市町村が総合的に担い、地域における最適な土地利用の実現を図るべきである。本提案は、「都道府県農業会議への諮問の廃止」と併せて移譲されることにより事務の簡素化・迅速化に寄与するとともに、地域の実情に即した農地を含めた総合的な土地利用行政が基礎自治体の主体的判断と責任において実施することを可能とするものとする。

根拠法令等

農地法第4条、第5条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	417	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農地転用の許可権限の移譲				
提案団体	指定都市市長会				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農地法第4条及び第5条に規定される農地転用の許可権限について、農林水産大臣又は都道府県知事から指定都市の市長へ移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

土地利用行政を基礎自治体が総合的に担う観点から、農地法第4条第1項、第5条第1項に規定される農地転用の許可権限について、農林水産大臣又は都道府県知事から指定都市の市長へ移譲する。

(権限移譲等の必要性)

- ・地方の活力をより一層高めるための土地利用は、都市の成長を図るために行う土地利用と農地保全の両方の観点をもって行う必要があるため、地域の実情を熟知している指定都市に権限を移譲する必要がある。
- ・農地転用許可基準は農地法等で明確化されていることから、その基準への適否については地域の実情を熟知している基礎自治体が適正に判断することができる。
- ・農地転用の許可及び農業振興地域指定等の事務権限を一括して指定都市が移譲を受け、一元的に取組みを進めることにより、申請者の負担の軽減等、効率的かつ効果的な施策展開が可能となる。
- ・農地転用許可権限を基礎自治体が担い、農業委員と連携することで地域の農業振興を図り、不要な宅地開発を防ぐことができる。
- ・当該許可権限は、都道府県の事務処理特例条例により、多くの市町村に権限の一部が移譲されている。こうした実態を踏まえ、「市町村優先の原則」の下で、特に、事務処理特例制度による実績が積み上がったものについては、法令により市町村事務として整理されるべきである。
- ・農林水産大臣の許可案件についても、農業委員会が申請者からの転用相談を受け、許可基準に係る調査を行っているのが実情である。

(支障事例)

別紙No.11に記載のとおり

根拠法令等

農地法第4条第1項、第5条第1項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	439	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農地転用の権限移譲				
提案団体	岐阜県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農地の転用に関する許可権限を市町村長に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状】

県内の市町村が工業団地開発などを進めるうえで、農地転用が課題となり、計画的なまちづくりが進んでいない。

【支障事例】

A地区で検討されている工業団地開発構想では、数年前より農地転用に関する協議を進めている。当該工業団地は、高速道路のIC周辺という企業立地の絶好の場所に位置しているとともに、雇用の場の創出のため企業誘致を望む地域住民の要望があることから、市町村が主体となって進めている。しかし、農地転用の具体性(当該工業団地に立地する企業の具体的な企業名の提示等)等、現状における回答が困難な説明を求められ、協議が進展しない。

【支障事例の解消策及び効果】

農地転用を、地域の実情に精通している市町村長の許可とすることにより、工場団地の造成など主体的かつ総合的なまちづくりを行うことができ、効果的な企業誘致等を進めることができる。

根拠法令等

農地法4条1項、5条1項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	468	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農地の転用に関する事務の国からの権限移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

・4haを超える農地転用許可事務の都道府県への移譲

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

開発計画等の大規模な農地転用が予定された場合、大臣許可に至るまでの国との調整が長期間に及ぶ可能性もある。このため、農地転用許可事務における、4ha超の転用許可を権限移譲することで、事務が地方に一本化され、事務処理期間の短縮が見込めるとともに、地域の実情に応じた土地利用が可能となる。

根拠法令等

農地法第4条及び第5条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	672	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	4haを超える農地転用に対する農林水産大臣許可を県知事に権限移譲				
提案団体	須坂市				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

地域の実情を把握している地方公共団体が主体となって農用地の利活用が可能となるよう制度の改正をしていただきたい。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

調整に時間を要することから、地域や企業のニーズに応じた土地利用に支障が生じている。
また、現状として、
1 現在、農業振興地域内では、農業後継者がおらず荒廃農地が目立つ状況であり農業政策上からも好ましい状況とは言えない。
2 既存集落においては高齢化と人口減少が進行している。
ことが挙げられる。
これらを打破するための施策として、①企業誘致等を進める場合、過剰な規制が迅速な対応を求める企業との交渉の支障となっている。②既存集落の維持のためには、兼業農家(農業後継者)が居住できるよう、就労場所の確保が必用である。

根拠法令等

農地法第4条、第5条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	703	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	4ヘクタールを超える農地転用に係る都道府県知事への許可権限の移譲				
提案団体	鹿児島県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農地転用面積が4ヘクタールを超える場合の農地転用許可権限を現行の農林水産大臣から都道府県知事に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【権限移譲の必要性】

農地の総量確保のあり方と併せて検討すべきものとするが、4ha超の農地転用許可については、国よりも農地の状況をより把握できる県に権限移譲を行うことで、事務処理全体の時間短縮や申請人の負担軽減等が図られる。

【当県における事務の実績】

平成23年から平成25年までで5件発生
所要期間が長いものの例としては、2年8ヶ月(協議5回)、1年6ヶ月(協議4回)

根拠法令等

農地法第4条及び第5条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	720	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農地の転用に関する事務				
提案団体	徳島県・大阪府				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農林水産大臣許可案件(4ha以上)の権限を地方に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

大臣転用案件については、都道府県を經由して国において許可・不許可を判断しているところ、地域の状況(地理的・地勢的)についてどうしても国では把握が十分ではなく、結果的に都道府県等に状況の確認を行うこととなり、申請者にとっては多大な時間を要しており、その部分の負担を軽減するために、権限を地方に移譲して、申請者側の負担を軽減する。

根拠法令等

農地法第4条、第5条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	752	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	大臣許可を要する農地転用許可権限(4ha超)の都道府県への移譲				
提案団体	兵庫県・大阪府				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農地転用については、現行では4haを超える案件は大臣許可が必要とされているが、当該許可について許可権限を都道府県に移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】

4ha以下の農地転用については、都道府県知事が許可することとされているが、4haを超える転用についても、地域の実情に応じた農業生産の基盤である農地の確保といった県全体の農業施策の観点から、都道府県知事による許可が望ましい。

【制度改正の必要性】

全国知事会による自治体アンケートによれば、企業誘致や新駅設置に伴う周辺整備などの具体的計画が存在したにもかかわらず、国との事前協議開始から正式協議までに長期間(2年程度)要した事例もあり、計画的な地方の施策展開に支障が生じている。そもそも許可基準は同一であり、面積で許可権者が異なるのは不合理。大規模農地の農地転用許可権限を都道府県に移譲することで、農地転用事務の迅速化及び地域の実情に応じた土地利用調整が可能となる。

【改正による効果】

地域の実情を把握する県において、国のような縦割りではなく農政部局とまちづくり部局が連携し、農地単体ではなく総合的な土地利用の観点から判断することができる。

県が行う農地転用許可事務は、市町農業委員会での審議や県農業会議への諮問手続きによって、客観的かつ総合的な判断が担保されているにもかかわらず、転用面積の大小によって許可権者が変わることには合理性はない。

根拠法令等

農地法第4条、第5条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	935	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農地転用の許可等に関する事務・権限の移譲				
提案団体	三重県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農地法第4条及び5条の農地転用の許可に関する事務・権限を市町村に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例等】

現在の農地転用事務においては、4ha超の場合には農林水産大臣の許可が必要となることから、大規模な農地転用では、国との協議・調整に多大な時間と手間を要し、迅速に農地転用ができない場合があり、これにより企業が進出をとりやめるといったケースがある。

【制度改正の必要性】

都市計画法では都市計画決定権限の多くが市町村に移譲されているにも関わらず、農地では国の関与が残っており、総合的な地域づくりのためには、土地利用行政は基礎自治体である市町村が総合的に担い、地域の実情に怖じた土地利用を市町村が自ら判断する仕組みを実現する必要がある。農地の重要性については地方も認識しており、適正な審査を行っている。実情を把握する地方が事務を行うことで事務の迅速化が図られ、地域における農業の事情とスピードを重視する企業のニーズに対応しながら、優良農地の確保と地域経済の活性化の両立が可能となることから、移譲すべきである。

根拠法令等

農地法第4条、第5条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省庁

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

法令に規定はないが、協議に先立つ事前相談が慣例となっており、その分、審査期間に遅れが生じている。

【制度改正の必要性】

農地転用に関する事務は法令に則って実施されていることから、地域の実情に精通した地方が大規模農地の転用に関する事務を執行しても、無秩序な開発を招くとは考えにくい。国の許可権限の地方への移譲や協議を廃止することで、審査期間の短縮が図られることを考慮すると地方で行う方が効果的な事務ができる。

根拠法令等

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	120	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	2haを超え4ha以下の農地に係る転用許可等に係る農林水産大臣との協議の廃止				
提案団体	静岡県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農地法附則第2項により都道府県知事に義務付けられている、2haを超え4ha以下の農地転用許可等に係る農林水産大臣協議の廃止

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【提案の背景】

農地転用に当たっては、農地面積が4ha以下の場合は知事(又は権限移譲市長)が許可権限を有しているが、2haの農地転用については、農林水産大臣との協議が必要となっている。政府においては、平成25年12月20日に「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」を閣議決定し、この中で、農地転用許可制度について、平成26年を目標として、農地確保の施策のあり方等とともに、農地転用事務の実施主体や国の関与等のあり方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしている。

【制度改正の必要性】

大臣協議が必要な案件の処理には、協議不要の案件に比べ、事前協議等に数カ月以上の期間が加わるため、迅速な事務処理に支障を来している。例えば、企業立地等の転用需要に対し、開発者の事業展開のスピードを勘案した迅速な農業上の土地利用調整や許可処分等が必要であるにもかかわらず、行政間の長期にわたる協議等によって農業振興を含む地域経済の活性化の機会を逃す可能性があることなどがあげられる。大臣協議の廃止により、事前協議が不要となり、迅速な事務処理を行うことが可能となる。

【懸念への対応】

大臣協議の廃止により、大規模な案件に係る適正な農地転用許可事務の運用の確保が課題となるが、農地転用許可事務は、法令化された許可基準に従って処理するものであり地方自治体においても公平かつ厳格な運用の確保は可能である。なお、本県では、優良な農地を確保、保全するとともに、農地法に基づく農地転用許可制度を適正に運用するなど、県土の合理的な土地利用の推進に努めている。

根拠法令等

農地法附則第2項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	178	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農地転用の許可に対する農林水産大臣協議の廃止				
提案団体	佐賀県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農地法附則第2項の2ha超4ha未満の農地転用に係る都道府県から農林水産大臣への協議を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】土地利用法制と所管省庁は法制・所管ともに縦割りであるが、都市計画法制が一定の権限移譲が進んでいるのに対して、農地法の権限移譲はほとんど進んでいない。このため、地域における土地の最適な利用を判断する責任が、地方自治体に十分ないため、まちづくりを地方自治体が行っているという実感が乏しい。また、農地転用について農林水産大臣の許可、協議を必要とする案件があるため、手続に時間がかかることから、行政の効率性の観点からも問題がある。

【改正の必要性】農地法附則第2項の2ha超4ha未満の農地転用に関する都道府県から国への協議を廃止する。これにより、地域の実情を把握する地方自治体が事務を行うことで事務の迅速化が図られるとともに、地域における土地利用の責任を地方が担うことが可能となる(別途、農地転用に関する事務権限を市町村長に移譲することを提案中)。

【懸念の解消策】農地転用の事務移譲に伴い、国全体で確保すべき農地が守られなくなるという懸念に対しては、地方六団体農地制度PT報告書(添付)で提案しているとおり、国、都道府県、市町村の間で確保すべき農地の総量等について、実質的な協議を行ったうえで、事後に第三者機関による評価を行うことで実効性を確保すること等により、解消が可能である。

根拠法令等

農地法附則第2項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号 181 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 農地・農業

提案事項
(事項名) 農地転用許可に係る農林水産大臣の協議の廃止

提案団体 秋田県

制度の所管・関係府省庁
農林水産省

求める措置の具体的内容

2haを超え、4ha以下の都道府県知事許可案件について、農林水産大臣との協議を廃止すること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【見直しの必要性】

- ・農地法附則第2項において、都道府県知事は、当分の間、2ヘクタールを超える農地転用について、あらかじめ農林水産大臣に協議しなければならないこととしている。
- ・農地転用については、法令に基づく許可基準が定められており、許可権者に関わらず、許可の可否判断は同一である。
- ・大臣協議(事前調整及び公文書協議)に一定期間(1～2週間)を要し、迅速な許可事務に支障をきたしており、協議は必要ない。
- ・県は国に対して審査書類や計画図等の資料を提供することに異存はない。

根拠法令等

農地法附則第2項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省庁

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】
県が行う農地転用許可事務は、市町村農業委員会の審査、県農業会議への諮問からなる3段階の過程で行われ、客観的かつ総合的な判断が担保されており、面積の大小によって協議の要否を区別することに合理性はない。

根拠法令等

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	199	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農地転用許可事務に関する農林水産大臣への協議の廃止				
提案団体	岡山県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

2haを超える農地転用の知事の許可に係る農林水産大臣への協議を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

農地転用許可に当たっての審査基準は同一であり、面積要件により許可権者を変える必要性に乏しく、許可権限を市町村へ移譲すること、農林水産大臣への協議を廃止することにより事務の迅速化を図るべきである。

【支障事例】

地方農政局における手続に一定程度時間を要するため、立地を計画している企業等が刻々と変化する経済情勢に基づくビジネスチャンスを見逃す場合や、不要な出費を強いられる場合がある。

【制度改正の経緯】

本県では、現在、4ha以下の農地転用許可権限を全ての市町村に移譲しているが、何ら問題なく事務処理ができています。市町村からは、より迅速な事務処理を可能にするため、県農業会議の意見聴取の義務付けを廃止すべきとの多数の意見があります。

根拠法令等

農地法附則第2項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	213	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣協議の廃止				
提案団体	磐田市				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣協議の廃止

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

国内外屈指の光技術を有する浜松ホトニクス(株)が、光電子増倍管の生産拠点である豊岡製作所(磐田市下神増)において工場拡張を計画したとき、面積が3ha超であったため、農林水産大臣協議に約1年の期間を費やすこととなり、成長分野でさらに頑張ろうとする企業の投資活動を遅らせる大きな要因となった。

【必要性】

磐田市では、新東名高速道路の(仮称)磐田スマートICが平成29年度の開業をめざして整備を進めており、東名高速道路の磐田IC及び遠州豊田PAスマートICを含めて、周辺地域における土地利用の重要性は日増しに高まっている。しかしながら、現行農地法下では、農地転用に係る手続きに期間を要することがあり、迅速に土地利用を進めることが難しい。こうした状況を踏まえ、農地法の権限移譲等をさらに進めることで、手続き期間が短縮され、基礎自治体の責任と創意工夫のもと、住みやすいまちづくりに取り組むことができるようになる

【効果】

2ha超4ha以下の農地転用の大臣協議の廃止により、手続き期間が半年から1年程度の短縮が見込まれる。

根拠法令等

農地法附則第2項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	314	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	2ha超から4ha以下の国への協議の廃止				
提案団体	熊本県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

知事許可の2ha超から4ha以下の農地転用について国への協議を廃止すること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】

農地転用については、土地利用者の利便のためにも事務手続の迅速化を図る必要がある。しかしながら、2ha超から4ha以下の農地については知事許可にもかかわらず、国への協議が必要で、1カ月～数カ月の協議期間を要しており、事務手続の迅速化を阻害している。

【制度改正の必要性】

国への協議は「当分の間」として平成10年に法改正が行われ既に16年経過している。農地転用については、許可基準が法令で定められており国と県との間で意見が異なることもなかった点や事務手続の迅速化による住民サービスの向上を考慮すると、「協議」は廃止すべきである。

根拠法令等

農地法附則第2

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	673	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	2haを超え4ha以下の農地転用に対する農林水産大臣の協議廃止				
提案団体	須坂市				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

地域の実情を把握している地方公共団体が主体となって農用地の利活用が可能となるよう制度の改正をしていただきたい。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

調整に時間を要することから、地域や企業のニーズに応じた土地利用に支障が生じている。
また、現状として、
1 現在、農業振興地域内では、農業後継者がおらず荒廃農地が目立つ状況であり農業政策上からも好ましい状況とは言えない。
2 既存集落においては高齢化と人口減少が進行している。
ことが挙げられる。
これらを打破するための施策として、①企業誘致等を進める場合、過剰な規制が迅速な対応を求める企業との交渉の支障となっている。②既存集落の維持のためには、兼業農家(農業後継者)が居住できるよう、就労場所の確保が必用である。

根拠法令等

農地法附則第2項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	778	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	知事許可案件である農地転用(2ha超4ha以下)の許可に際しての大臣協議の廃止				
提案団体	兵庫県【共同提案】大阪府				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農地転用については、2ha超4ha以下の案件は知事許可に際し大臣協議が必要とされているが、知事許可に際しての大臣協議を廃止すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】
農地転用については、現行では、2ha超4ha以下の案件は知事許可に際し大臣協議が必要とされている。

【支障事例】
過去において企業誘致や新駅設置に伴う周辺整備などの具体的計画が存在したにもかかわらず、国との事前協議開始から正式協議までに長期間要した事例があり、計画的な地方の施策展開に支障が生じた。

【改正による効果】
知事許可案件に係る大臣協議を廃止することで、農地転用事務の迅速化及び地域の実情に応じた土地利用調整が可能となる。

また、地域の実情を把握する県において、国のような縦割りではなく農政部局とまちづくり部局が連携し、農地単体ではなく総合的な土地利用の観点から判断することができる。
なお、県が行う農地転用許可事務は、市町農業委員会での審議や県農業会議への諮問手続きによって、客観的かつ総合的な判断が担保されているにもかかわらず、転用面積の大小によって協議の要否を区別することに合理性はない。

根拠法令等

農地法附則第2項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	885	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農地転用許可に係る協議の廃止				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

2ha超4ha以下の農地転用許可の際行うこととされている農林水産大臣への協議を廃止すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

農地法第4条、第5条による2ha超4ha以下の農地転用許可については、都道府県知事から農林水産大臣への協議制とされている。このため、県で審査を行った後で国において再度同様の協議を行うなど、二重行政の状態となっており、事業者の事務的な負担が大きいとともに、審査期間が長期化している。

【制度改正の経緯】

平成25年12月20日に閣議決定された「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」では、「農地転用に係る事務・権限については、地方の意見も踏まえつつ、農地法等の一部を改正する法律(H21法57)附則第19条第4項に基づき、同法施行後5年(平成26年)を目途として、地方分権の観点及び農地の確保の観点から、農地の確保のための施策の在り方等とともに、農地転用事務の実施主体や国に関与等の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされている。

農林水産省は、「大規模な農地の転用許可については、農地がまとまって失われるだけでなく、集団的な優良農地において、周辺農地の無秩序な開発を招くおそれがあることなど影響が大きく、国レベルの視点に立った判断を行うことが必要」との見解を示している。

【懸念への対応】

本県では、2ha超4ha以下の転用許可権限が移譲された平成10年11月から平成25年末までの間に、2ha超4ha以下の知事許可案件を28件処理しており、協議が廃止されても、法を適正に運用し、事務処理を行う十分な能力を備えている。

根拠法令等

農地法附則第2項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	936	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農地転用の許可等に関する国への協議の廃止				
提案団体	三重県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農地法附則第2項の2ha超4ha以下の農地転用に係る国への協議を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例等】

現在の農地転用事務においては、2ha超4ha以下の農地転用については知事許可であるものの、農林水産大臣への協議が必要となることから、大規模な農地転用では、国との協議・調整に多大な時間と手間を要し、迅速に農地転用ができない場合があり、これにより企業が進出をとりやめるといったケースがある。

【制度改正の必要性】

都市計画法では都市計画決定権限の多くが市町村に移譲されているにも関わらず、農地では国の関与が残っており、総合的な地域づくりのためには、土地利用行政は基礎自治体である市町村が総合的に担い、地域の実情に怖じた土地利用を市町村が自ら判断する仕組みを実現する必要がある。農地の重要性については地方も認識しており、適正な審査を行っている。実情を把握する地方が事務を行うことで事務の迅速化が図られ、地域における農業の事情とスピードを重視する企業のニーズに対応しながら、優良農地の確保と地域経済の活性化の両立が可能となることから、協議を廃しすべきである。。

根拠法令等

農地法附則第2項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	938	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	2ha超から4ha以下の農地転用許可を知事が行う際に義務付けされた国との協議の廃止				
提案団体	福島県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

2ha超から4ha以下の農地転用許可を知事が行う際に義務付けされた国との協議を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【提案事項・支障事例】

平成10年の農地法改正で、2ha超から4ha以下の農地転用許可を知事が行う際に農林水産大臣との協議を義務付けされたが、同年の事務次官通知では「農林水産大臣の同意まで求める趣旨のものではない。」とされている。

実際の大臣協議においては、1ヶ月弱の協議時間を要することが通常となっており、場合によっては約80キロメートル離れた東北農政局(仙台市)における協議が必要なものがある。大臣協議が終了するまでは、当然のことながら、県農業会議に諮問することができず、転用許可まで時間を要している。

2ha超から4ha以下の農地転用許可について、知事の権限で許可を行っている2ha以下と同じ許可基準であり、本県において2ha以下の転用許可に係る事務を適正に行っているところ、協議に費やす時間と労力の軽減、許可の迅速化を図り、住民サービスの向上につなげるため、協議手続きの廃止をお願いしたい。

根拠法令等

農地法附則第2項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	983	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議の廃止				
提案団体	鹿児島県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農地転用面積が2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の場合の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【規制緩和の必要性】

2ha超4ha以下の農地転用許可については、農林水産大臣への協議を廃止することで、事務処理全体の時間短縮や申請人の負担軽減等が図られる。

【当県における事務の実績】

平成23年から平成25年までで22件発生
所要期間は、約2か月から5か月半

根拠法令等

農地法附則第2項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	984	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	2ヘクタールを超える農地転用の都道府県知事許可に係る農林水産大臣への協議の廃止				
提案団体	広島県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

2ヘクタールを超える農地転用の都道府県知事の許可に係る農林水産大臣への協議を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

2ヘクタールを超える農地転用について農林水産大臣へ協議する場合であっても、農業委員会でも審査は行われており、二重の審査が行われている。また、地方農政局における手続に一定程度時間を要する。このため、刻々と変化する経済情勢に基づくビジネスチャンス企業等が逃す場合や、不要な出費を強いる場合があり、農林水産大臣への協議を廃止することにより事務の迅速化を図るべきである。

【懸念の解消】

国は、現行制度について、大規模農地転用については、優良農地の確保や大規模農地転用によって用排水系統を分断し周辺農地に大きな影響をもたらすこととなり慎重な判断が必要となるなど農地転用制度の適正な運用を図るためとしているが、農地転用許可について県(本県では市町へ権限移譲済)が行う場合と農林水産大臣への協議を行う場合で許可の基準が変わるものではなく、都道府県(本県では市町)は審査能力を有することから、農林水産大臣への協議を廃止することによる支障はない。

根拠法令等

農地法附則第2

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号 985 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 農地・農業

提案事項
(事項名) 農地転用に係る農林水産大臣への協議を廃止

提案団体 岐阜県

制度の所管・関係府省庁
農林水産省

求める措置の具体的内容

2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議の廃止

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状】

県内の市町村が工業団地開発などを進めるうえで、農地転用が課題となり、計画的なまちづくりが進んでいない。

【支障事例】

A地区で検討されている工業団地開発構想では、数年前より農地転用に関する協議を進めている。当該工業団地は、高速道路のIC周辺という企業立地の絶好の場所に位置しているとともに、雇用の場の創出のため企業誘致を望む地域住民の要望があることから、市町村が主体となって進めている。しかし、農地転用の具体性(当該工業団地に立地する企業の具体的な企業名の提示等)等、現状における回答が困難な説明を求められ、協議が進展しない。

【支障事例の解消策及び効果】

農地転用を、地域の実情に精通している市町村長の許可とし、国の協議を廃止することで、工場団地の造成など主体的かつ総合的なまちづくりを行うことができ、効果的な企業誘致等を進めることができる。

根拠法令等

農地法附則2項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省庁

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

根拠法令等

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	988	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農地転用許可にかかる大臣協議の廃止				
提案団体	奈良県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

2ha～4haの農地転用許可にかかる大臣協議を廃止し、都道府県知事の専権事項とする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【根拠条文】

平成10年農地法改正により、4haまでの農地転用の許可権限が都道府県に移譲されたが、農地法附則により、当分の間、2haを超える農地転用の許可をしようとする場合には、あらかじめ農林水産大臣に協議することが必要である。

【改正の必要性】

農地転用の大臣協議については、多大な時間を要し、迅速性に欠け、地域の活性化や県内の雇用を生み出す工場や商業施設の立地を進めていく上で課題となっている。

地域の実情を把握する地方が事務を行うことで、地域における農業の実情とスピードを重視する企業のニーズに対応しながら、優良農地の確保と地域経済の活性化の両立が可能となり、総合的なまちづくりを進めることができる。

【具体的な支障事例】

市街化区域内の大型店舗出店であるが、駐車場の一部が市街化調整区域の農地約0.3haにかかることとなり、市街化区域の農地転用面積と併せて2haを超えるため、市街化調整区域部分は大臣協議が必要となり、農政局への事前相談から協議回答まで約7月を要した。

根拠法令等

農地法附則第2項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	989	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議の廃止				
提案団体	大分市				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議を廃止すること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【提案事項】

2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議の廃止

【支障事例】

農地転用許可にあたっては、申請を市町村農業委員会が受理し、十分な審査ののち意見を付して都道府県知事に送付しているにも関わらず、知事は形式的に都道府県農業会議への諮問を行う。市町村は地域の実情を把握しており、自ら十分に適切な判断ができるにも関わらず、こうした事務処理は多大な時間や手間を要し、迅速な事務処理を妨げるとともに、総合的なまちづくりを進めていく上での支障となっている。

【制度改正の必要性】

農地転用許可は、農用地区域の設定とともに、優良農地を守る制度であると同時に、土地利用行政の一角を占める制度である。都市、農村、山村にわたる一体的な地域づくりのためには、本来、土地利用行政は基礎自治体である市町村が総合的に担い、地域における最適な土地利用の実現を図るべきである。本提案は、「都道府県農業会議への諮問の廃止」と併せて移譲されることにより事務の簡素化・迅速化に寄与するとともに、地域の実情に即した農地を含めた総合的な土地利用行政が基礎自治体の主体的判断と責任において実施することを可能とするものとする。

根拠法令等

農地法附則第2項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	993	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農地転用に係る農林水産大臣への協議の廃止				
提案団体	鳥取県・大阪府				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

2ヘクタールを超える農地転用の都道府県知事の許可に係る国への協議に係る農地法附則第2項の規定を削り、農林水産大臣への協議を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【必要性】

農地転用許可に係る協議期間の短縮により、農地以外の土地利用計画との調整の迅速化を図ることができる。また、農地転用許可事務の効率化により、地域の実情に応じた迅速な調整が可能となる(住民に、より身近な基礎的自治体において総合的な土地利用の観点からの判断が迅速にできる。)

農地転用は、営農条件や周辺の市街地化の状況など許可の可否を判断する基準が明確であり、転用申請に対して当該農地が許可基準に適合している場合は許可しなければならないものである。また、今まで協議を行った案件のいずれも異議無しと回答されているところである。

農業を含む地域経済の活性化のためには、長期にわたる事前調整や協議を廃止して農地転用事務の迅速化を図り、地域の実情に応じた土地利用調整や許可事務が必要である。

根拠法令等

農地法附則第2項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	986	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農地の転用に関する事務の国の関与の廃止				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

- ・2ha超4ha以下農地転用許可に係る協議の廃止
- ・農地転用許可事務実態調査の廃止

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

開発計画等による農地転用が予定された場合、国との協議により、調整が長期間に及ぶ可能性もある。このため、農地転用許可事務における、2～4haの農地転用に係る国との協議を廃止することで、事務が地方に一本化され、事務処理期間の短縮が見込めるとともに、地域の実情に応じた土地利用が可能となる。

根拠法令等

農地法第4条及び第5条、同法附則第2項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	14	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農地の転用に係る都道府県農業会議への諮問の廃止				
提案団体	燕市				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農地の転用の際に必要となる都道府県農業会議への諮問を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

①許可に際しては、県農業会議への意見聴取が義務化されている。しかし、同会議は月1回しか開催されていないことから、申請から許可までに要する期間が係りすぎるため、申請に対し「迅速な事務処理」の支障となっている。

②同会議は、各農業委員会等からの大量の案件を短時間で処理するため、会議は実質的には形式化しており、地域の実情を踏まえ検討されている点で、農業委員会の審査だけで十分であると考え。

申請から許可までの時間が短縮され、住民に対するサービスの向上が図られ、更には事務量の削減に繋がれることから、農地転用の際に必要となる県農業会議への諮問を廃止していただきたい。

根拠法令等

農地法第4条第3項・第5条第3項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	133	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	都道府県農業会議への諮問の義務付けの廃止				
提案団体	長岡市				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

都道府県農業会議への諮問の義務付けを廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

<概要>

一定面積以下の農地転用許可について、都道府県から権限移譲を受けている市町村にあっても、都道府県農業会議への諮問、答申を受けることが規定されていることから、市町村農業委員会での審議による「許可」決定から、許可書発行まで20日以上を要している。

<都道府県農業会議への諮問の義務付けの廃止等の必要性>

都道府県農業会議への諮問の義務付けを廃止することにより、申請から許可までの期間が短縮され、迅速な手続きが可能となる。

<具体的な支障事例>

豪雪地という地域特性から、転用事業のための工事期間は降雪時期を除かなければならない。許可までの日数を要することにより、市民に不利益を与える可能性がある。

根拠法令等

農地法第4条第3項、第5条第3項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	200	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農地転用許可事務に関する農業会議の意見聴取の廃止				
提案団体	岡山県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農地転用許可に係る県農業会議への意見聴取の義務付けを廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

農地転用許可に当たっての審査基準は同一であり、面積要件により許可権者を変える必要性に乏しく、許可権限を市町村へ移譲すること、農林水産大臣への協議を廃止することにより事務の迅速化を図るべきである。

【支障事例】

地方農政局における手続に一定程度時間を要するため、立地を計画している企業等が刻々と変化する経済情勢に基づくビジネスチャンスを見逃す場合や、不要な出費を強いる場合がある。

【制度改正の経緯】

本県では、現在、4ha以下の農地転用許可権限を全ての市町村に移譲しているが、何ら問題なく事務処理ができています。市町村からは、より迅速な事務処理を可能にするため、県農業会議の意見聴取の義務付けを廃止すべきとの多数の意見があります。

根拠法令等

農地法第4条第3項及び第5条第3項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	214	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	県農業会議の意見聴取の廃止				
提案団体	磐田市				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

県農業会議の意見聴取の廃止

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

農地法第4条第3項及び第5条第3項の規定があることから、磐田市農業委員会において「許可相当」と判断された案件であっても、その日から1週間から10日後に開催される県農業会議の意見聴取後でなければ、当該案件について許可をすることができない状況にある。

【必要性】

本件については、面積の多寡にかかわらず転用案件のすべてに適用されるものであるため、民間の企業活動だけでなく個人の住宅建築等にも影響が生じている。現行農地法下では、農地転用に係る手続きに期間を要することがあり、迅速に土地利用を進めることが難しい。こうした状況を踏まえ、農地法の権限移譲等をさらに進めることで、手続き期間が短縮され、基礎自治体の責任と創意工夫のもと、住みやすいまちづくりに取り組むことができるようになる

【効果】

農業会議の意見聴取の廃止により、手続き期間が10日程度の短縮が見込まれる。

根拠法令等

農地法第4条第3項及び第5条第3項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	418	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農地転用の許可にあたり都道府県農業会議への意見聴取の廃止				
提案団体	指定都市市長会				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農地法第4条第3項及び第5条第3項に規定される農地転用許可にあたり都道府県農業会議への意見聴取を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

農地法第4条第3項に規定される農地転用の許可の際に義務付けられている都道府県農業会議への意見聴取は、会議が形骸化していること及び事務の効率化による市民サービス向上を図る観点から廃止する。

【規制緩和等の必要性】

地方の活力をより一層高めるための土地利用は、都市の成長を図るために行う土地利用と農地保全の両方の観点をもって行う必要があるため、地域の実情を熟知している指定都市に権限を移譲する必要がある。

農地転用の許可及び農業振興地域指定等の事務権限を一括して指定都市が移譲を受け、一元的に取組みを進めることにより、申請者の負担の軽減等、効率的かつ効果的な施策展開が可能となる。

【支障事例】

農地転用許可権限が道府県から移譲されている場合でも道府県農業会議への意見聴取が法的要件のため、申請者への許可書の発行までの処理日数は移譲前と変わらない。

道府県農業会議への意見聴取は、農業委員会の審議と二重審議であるとともに会議は形骸化している。また、事務処理期間も長くなり市民サービスの面からも支障がある。

道府県農業会議への意見聴取には議案の作成、会議への出席、議案の説明等事務処理上、多大な負担となっている。

根拠法令等

農地法第4条第3項
農地法第5条第3項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	990	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農地の転用に係る都道府県農業会議への諮問の廃止				
提案団体	大分市				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農地の転用に係る都道府県農業会議への諮問を廃止すること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【提案事項】

農地の転用に係る都道府県農業会議への諮問の廃止

【支障事例】

農地転用許可にあたっては、申請を市町村農業委員会が受理し、十分な審査ののち意見を付して都道府県知事に送付しているにも関わらず、知事は形式的に都道府県農業会議への諮問を行う。市町村は地域の実情を把握しており、自ら十分に適切な判断ができるにも関わらず、こうした事務処理は多大な時間や手間を要し、迅速な事務処理を妨げるとともに、総合的なまちづくりを進めていく上での支障となっている。

【制度改正の必要性】

農地転用許可は、農用地区域の設定とともに、優良農地を守る制度であると同時に、土地利用行政の一角を占める制度である。都市、農村、山村にわたる一体的な地域づくりのためには、本来、土地利用行政は基礎自治体である市町村が総合的に担い、地域における最適な土地利用の実現を図るべきである。本提案は、「農地転用許可権限の移譲」と併せて移譲されることにより事務の簡素化・迅速化に寄与するとともに、地域の実情に即した農地を含めた総合的な土地利用行政が基礎自治体の主体的判断と責任において実施することを可能とするものとする。

根拠法令等

農地法第4条第3項、第5条第3項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	39	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農業振興地域整備基本方針に係る農林水産大臣の協議、同意の廃止				
提案団体	愛知県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

都道府県が農業振興地域整備基本方針を定める際には、農振法により、基本方針のうち「確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項」と「農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項」については農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならないことになっているが、この条項を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】
平成22年の県基本方針の策定に際し、当初、県で算定した目標値は基準年比で98%であった。これは、農業県であると同時に工業県でもある本県は都市と農村が近接しており、都市的土地需要が大変高い地域である等、本県の実情を踏まえた上で、政策努力も加味して設定した数値である。
しかし、国は、基準年比102%と設定した国の目標を全国一律にあてはめようとし、102%ありきの議論に終始し、最終的に、当県の実情にそぐわない100%という目標値とすることで、基本方針変更の同意が得られることとなった。

【制度改正の必要性】
平成22年の国の基本指針変更に伴う県の基本方針変更の際には、国の確保すべき農用地区域内農地面積の目標に沿うことを求められ、県の実情にそぐわない目標面積とせざるを得なかった。地域の実情に即した、県の自主的・主体的な取組を阻害することのないよう、大臣協議、同意は廃止する。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律
第4条、第5条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	102	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農業振興地域整備基本方針を策定・変更する場合の農林水産大臣への協議の廃止				
提案団体	岡山県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農業振興地域の整備に関する法律に基づき都道府県が農業振興地域整備基本方針を策定・変更する際の農林水産大臣への協議を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度概要】
国は、食料の安定供給という責務から、どの程度の農用地等を確保しておくかを全国的な見地から判断する必要があるとし、農業振興地域整備基本方針の策定・変更にあたっては国の協議・同意を得ることとしている。

国の基本指針における「確保すべき農用地等の面積の目標」については、「食料・農業・農村基本計画」の供給熱量ベースの食糧自給率の目標50%を基に算定し、各都道府県の確保面積の合計が国の確保面積と一致する仕組みとなっている。

【支障事例】
都道府県の確保面積の算定にあたっては、全国一律の基準で行われており、各都道府県ごとに農家の高齢化・担い手不足、条件不利農地の存在やその他地理的条件の差異など様々な要因があるにもかかわらず、それらは全く考慮されていない。

また、「協議」でありながら、国の確保面積と各都道府県の確保面積の合計値が一致することとなるよう国から各都道府県の確保面積が押し付けられ、それに応じなければ国の同意がないという実態がある。

【制度改正の必要性】
確保面積目標算定について国への協議を廃止し、県の地域性・独自性が反映できるようなくみとすべきである。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第4条第5項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	164	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農業振興地域整備基本方針を策定・変更する場合の農林水産大臣への協議の廃止				
提案団体	鳥取県・京都府・徳島県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農業振興地域整備基本方針を策定・変更する場合の農業振興地域の整備に関する法律第4条第5項の規定を削り、農林水産大臣への協議を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【必要性】

国の基本指針における「確保すべき農用地等の面積の目標」は、各都道府県の確保面積の合計と一致する仕組みとなっている。

このため、国と県との協議で、国は全国一律の基準で算定された確保面積を求め、県の地域性・独自性を十分に反映した内容により異なる確保面積を提示しても同意を得ることは困難となっている。

よって、地域の実情を踏まえた仕組みにするとともに、協議・同意制を意見聴取など都道府県の意向を拘束しない方法に変えるべき。

※H22年度作成の県基本方針の農林水産省との事前協議で、本県の実態を踏まえ目標面積はH21年比22%減となる見込みとの実情を伝えたが、国の基本指針の目標面積の算定割合と同じ2%(800ha)増となるよう求められた。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第4条第5項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	250	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農業振興地域整備基本方針を策定・変更する場合の農林水産大臣への協議の廃止				
提案団体	広島県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農業振興地域の整備に関する法律に基づき都道府県が農業振興地域整備基本方針を策定・変更する際の農林水産大臣への協議を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

国は、食料の安定供給という責務からどの程度の農用地等を確保しておくかを全国的な見地から判断する必要であることから協議・同意を得ることとしており、国の基本指針における「確保すべき農用地等の面積の目標」については、「食料・農業・農村基本計画」の供給熱量ベースの食糧自給率の目標50%を基に算定されており、各都道府県の確保面積の合計が国の確保面積と一致する仕組みとなっている。

各都道府県に対しては農家の高齢化、農業の担い手不足、条件不利な農地の状況、地理的条件等都道府県の実情をあまり考慮せず全国一律の基準で確保面積の算定がされている。また、農振法第12条の2に規定されている市町村による基礎調査実施中で農用地等の面積の減少が見込まれるものについても確実ではないとして考慮されないなど都道府県の実態を反映されておらず、協議となっているものの実態としては、国の確保面積と各都道府県の確保面積の合計値が一致することとなるよう国から各都道府県の確保面積が押し付けられており、それに応じなければ同意されないという実態があり、各都道府県の確保面積の算定方法は不合理である。

確保面積目標算定について県の地域性・独自性が反映できるよう、協議ではなく、国への意見聴取等に変えるべき。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第4条第5項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	802	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農業振興地域整備基本方針変更に係る農林水産大臣への協議の廃止				
提案団体	兵庫県【共同提案】徳島県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

国が農地確保の目標面積を定める際に地方と議論を尽くすことを前提として、知事が定める農業振興地域整備基本方針の策定・変更に必要なとされている農林水産大臣への協議を廃止すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

平成21年の農振法改正により、農業振興地域整備基本方針に「確保すべき農用地等の面積の目標」を定めることとされたことを受けて、平成22年度に基本方針の変更に係る農林水産大臣への事前協議及び本協議を行ったが、協議において、国から各都道府県に対し、国の設定基準に即した算定に直すこと等、目標の上積みを要請され、最終的に国の同意を得る必要があることから応じた。

その結果、現在、各都道府県の面積目標は、国と同様、実効性がなく、達成できる見通しが無いものとなっている。(全国知事会・地方分権推進特別委員会による「農地制度のあり方」においても課題とされている。)

【提案内容】

まず国が「農用地等の確保等に関する基本指針」において国の目標面積を定める際に、国・地方が議論を尽くし、農地確保の施策実施について果たす役割が大きい市町が、地域の実情を踏まえて主体的に定める合理的な目標面積を積み上げた数値をベースにする。

【改正による効果】

県が県基本方針に目標面積を設定する際には国との協議が不要となるとともに、国・地方が責任を共有しつつ、実効性のある農地の総量確保が可能となる。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第4条第5項、第5条第3項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	17	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農業振興地域の整備に関する法律に基づいた市町村計画のうち、農用地区域の設定・変更については、都道府県知事の同意を不要とする。				
提案団体	飯田市				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

- ① 現行では、定住促進のための住宅をはじめ地域振興や住民福祉のための公共施設の建設にあたっては、農振除外審査及び許可と、農地転用の審査と許可が必要であり、例外規定により開発相当と判断されるまで1年ほどの期間が必要となる。
- ② 地域事情を把握している市町村が主体となって、定住促進や安心して暮らせる環境づくり等住民福祉の向上を進めるため、農用地区域の設定や変更については、都道府県知事の同意を不要とする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

- ・支障となる手続きの現状と事例
開発を進める場合、農振除外の申し出の審査対象には建物の平面図、立面図を整えることが必要になる。土地収用法に基づく開発計画でない限り、市町村の開発であっても同様の手続きが必要である。建設に至るまでには、農振除外の審査及び許可と農地転用の審査及び許可の手続きが必要であり、例外規定である宅地開発相当と判断されるまでに、最短でも1年程度の期間が必要になるため、定住希望者が計画を断念するケースがある。
- ・迅速な事業推進の必要性
定住促進のための住宅や福祉施設等の整備により地域の活力維持と暮らしやすい環境づくりを進める必要があり、地域事情を把握している基礎自治体である市町村は、国・県と協力して優良農地の確保や保全・維持に努めつつ、迅速な事業推進を図っていく必要がある。
- ・地域の実情を踏まえた必要性
特に、中山間地域等では営農活動の条件が不利な農地が多く、過疎化による担い手不足、鳥獣害等による農作物被害、農業経営の不安等による離農が多い。農地の条件不利な地域では、農業収入による生計は非常に困難であり、中山間地域の危機的な状況を打開していくため、特に若年層の後継者、定住者の確保のためには、就業の場と住居を確保することを第一に検討すべきである。若い定住者が将来的には、地域コミュニティの中心となり、農業の担い手となっていくことが期待できるものとする。
- ・以上の理由により、農用地区域の設定や変更については、都道府県知事の同意を不要とする。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第8条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	101	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農業振興地域整備計画を策定・変更する場合の都道府県知事への協議の廃止				
提案団体	岡山県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が農業振興地域整備計画を策定・変更する際の都道府県知事への協議を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度概要】

市町村農業振興地域整備計画の策定・変更については、法律の基準に従って計画策定・変更をし、このうち農用地利用計画については都道府県知事との協議・同意を必要とするしくみとなっている。

【支障事例】

当県では、農地転用(4ha以下)に係る許可権限を平成20年度までに全市町村に移譲しているが、農業振興地域の整備に関する法律において、市町村農業振興地域整備計画の策定・変更にあたって都道府県知事への協議・同意が義務づけられているため、農地制度上の権限が市町村において完結しておらず、市町村による真の意味での自主的・主体的な地域づくりが可能となっていない。

【制度改正の必要性】

同計画の策定・変更については、法令上基準が示されており、その基準に従って計画策定・変更を行えば足り、都道府県知事への協議を廃止することによって事務の迅速化が図られる。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	105	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農用地利用計画に係る都道府県知事への協議及び同意を廃止				
提案団体	栃木市				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農業振興地域整備計画の農用地利用計画を策定及び変更する場合、策定及び変更の際に必要な都道府県知事への協議及び同意を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【具体的な支障事例】

農業振興地域制度は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、都道府県知事が農業振興地域を指定し、これに基づいて市町村が農用地区域を定めることにより 優良農地の確保と計画的な農業の振興を目指す制度であるが、本市のように、3度の市町合併を行い、市域が広域となった自治体では、市政推進の指針となる総合計画やまちづくりの指針となる都市計画マスタープランと整合性を図った適切な土地利用の見直しが必要となっている。特に本市の土地利用上の大きな特徴として、東北縦貫自動車道と北関東自動車道の結節点に位置し、3か所のICを有しており、周辺地域は、物流・産業の拠点など将来の地域振興に大きな期待が寄せられている。さらに、少子高齢化に伴う人口減少対策として、定住促進の強化対策を本市は打出しており、安定的な雇用の確保が求められている。しかしながら、3か所のIC周辺地域は、ほとんどが農振農用地に該当しており、ICが設置された地理的優位性が一向に活かされていないのが実情である。市のまちづくりの方向性を定めた総合計画や都市計画マスタープランを推し進めていく上では、農業振興制度が大きなハードルとなっている。

【廃止の必要性】

農用地利用計画の変更に係る都道府県知事への協議及び同意を廃止としていただきたい。地域の実情を反映したまちづくりを効果的に進めていくには、市の責任の下、将来のあるべき姿を考え、計画的かつダイナミックな土地利用の見直しを決めていくことが重要である。また、農振除外の手続きについても、時間的な短縮と地域住民へのサービス向上が図られ、事務量の削減にも繋がるものである。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項、第13条第4項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	132	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農用地利用計画に係る都道府県との同意・協議の廃止等				
提案団体	長岡市				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農用地利用計画に係る都道府県の同意を要する協議を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

<概要>

農用地利用計画の策定・変更については、法律により市町村が定めることとなっているにもかかわらず、都道府県の同意を要する協議が必要となる。この都道府県の同意を要する協議を一定規模の市町村に限って廃止することにより、農業振興を図りつつ、地域独自の土地利用が迅速に促進されることが可能となるもの。

<地域の実情を踏まえた必要性>

土地利用に係る実質的な権限が市町村に無いことから、地域独自の土地利用を迅速に行うことができず、地域振興の妨げとなっている。特に人口減少に歯止めがかからない地域経済の現状をみると、地域資本の集約及び活性化が重要な課題である。一定規模の市町村に限り要件緩和を行うことは、人口急減に直面する地方の農業振興を図りつつ、国家戦略に基づく、産業の集積の実現による地域振興を図ることができる。

<具体的な支障事例>

雇用創出及び定住確保のための企業誘致等に支障をきたしている。また、災害に伴う住宅移転等、迅速に対応したい場合、都道府県の同意・協議の廃止がなされれば、事前相談期間、法定協議期間等が不要となり、農振除外に要する期間が2ヶ月程度短縮することが可能となる。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項、第13条第4項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	165	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農業振興地域整備計画を策定・変更する場合の農用地区域の設定・変更に係る都道府県知事への協議の廃止				
提案団体	鳥取県・大阪府・徳島県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農業振興地域整備計画を策定・変更する場合の農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項の規定を削り、都道府県知事への協議を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【必要性】

市町村が定める農業振興地域整備計画は、当該市町村の自主的・主体的な土地利用に関する計画等と整合が図られており、同計画(農用地利用計画)の策定・変更に係る都道府県知事への協議、同意は廃止すべきである。

都道府県との協議が必要とされているため、市町村の自主的・主体的な農業振興地域整備計画(農用地利用計画)を迅速に作成・変更できない。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	211	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農用地利用計画の変更等の際の都道府県知事への協議・同意の撤廃				
提案団体	磐田市				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農業振興地域整備計画における農用地利用計画を定める、または変更する際の都道府県知事への協議及び同意の撤廃

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

農用地利用計画の変更・決定に関する都道府県知事への協議に関する調整における事務処理が煩雑であること及び協議に係る期間が長期化する傾向にあることから、市町村の迅速かつ円滑な土地利用の妨げになっている。

農振除外は約半年ほどの期間が必要になるが、そのうち県との協議に約2ヶ月掛かっている。具体的には11月に受付をした場合、1月初旬に県に資料提出し、2月初旬の事前ヒアリング及び現地調査を経て3月初旬に事前協議申請を行うスケジュールとなり除外申出者からも時間が掛かりすぎるとの声が多く上がっている。

同意については市職員も県職員も同じ法の審査基準に従って審査しており市の裁量の余地もないため撤廃しても問題ないとする。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律 第8条第4項、第13条4項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省庁

求める措置の具体的内容

農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が農業振興地域整備計画を策定・変更する際の都道府県知事への協議を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】
市町農業振興地域整備計画の策定・変更の同意について、法律にその基準が示されており、その基準に従って計画策定・変更をすればよく、県の同意を廃止することによって事務の迅速化が実現できる。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	682	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農業振興地域制度の農用地利用計画の策定・変更に係る県の同意の廃止				
提案団体	横浜市				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

市が定めている農業振興地域整備計画について、県知事が行う「同意」を不要とする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

・横浜市の農業振興地域整備計画の策定、変更に対し、神奈川県知事の同意が不可欠な制度となっており、市の行政計画としての自主性を発揮するための支障となっている。
・農業振興地域整備計画の変更に際し、県知事の同意を得るための現地案内や説明資料作成、調整等に多大な時間及び作業を要し迅速性を欠いている。
・例えば、市が行う公共事業に係る案件の県との調整が長引くことにより、道路事業に遅れが生じている。この結果、見通しの悪い不整形な道路が長期間にわたり存在することになり、バスや大型トラックの通行に支障が出ていることや、歩道が途切れる原因となっている。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項、第4項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	748	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農業振興地域整備計画にかかる県の同意の廃止				
提案団体	豊橋市				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農業振興地域整備計画にかかる県の同意を廃止するよう規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【理由】

東日本大震災以降、内陸部産業用地の需要が全国的に高まる中、本市では、南海トラフ巨大地震など大災害発生後も企業が安心して事業活動を継続できる新たな産業用地の確保が急務となっている。

しかしながら、新たな産業用地の候補となる内陸部の土地の多くは農地であり、農地にかかる規制が、新たな産業の育成や企業誘致などの地域振興対策の妨げになっている。

農地転用等、農地にかかる規制緩和を実施することで、農工商のバランスの取れた地域独自のまちづくりを促進し、生産性の高い農業と産業の集積による地域振興を図るとともに、新産業の創出、市内企業の移転防止、地域の雇用創出や企業誘致による自主財源確保等、地域経済の活性化を図ることができる。

【支障事例】

本市の場合、豊川用水事業が完了していないため、区域内の産業用地の開発には、一定の要件を満たす地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画(以下、27号計画という。)の作成が求められる。27号計画に定める施設は、地域の特性に応じた農業の振興を図るために必要なものに限られているが、県の意向に大きく左右されるため、市の実情に合った戦略的な地域振興の取組みができない。

これら農地規制にかかる手続きに多大な時間と手間を要するため、引合い企業に待ってもらえない。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	876	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	県知事の協議・同意を必要とする農業振興地域整備計画農用地利用計画の見直しについて				
提案団体	近江八幡市				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

地方分権のもと、市町が土地利用の権限と責任を担うことで、それぞれの市町の特性と実態に応じた施策を、迅速に、機を逃すことなく実現出来るためにも、県知事の協議・同意を必要とする現行制度の見直しをお願いしたい。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

農用地区域設定率が、近畿2府4県の中で最も高い滋賀県の中にあつて、近江八幡市は県内1位の96.7%（平成24年12月）となっているが、一方で、農村集落においては高齢化や若者の減少による農業の担い手・後継者不足が進んでいることから、大規模農家へ農地を集積することなどで農業の効率化を推進し、魅力のある農業、自立する農業の実現に向け取り組んでいかなければならない。そのための一つの手段として、農地の一部を有効活用して大型農業機械を購入するための資金を確保するなど、新たな施策の展開による農業振興が必要となっている。

また、平成25年に全農業集落(86集落)の全ての世帯を対象として実施した「農村のまちづくり」に関するアンケート結果(回収率71.2%)を見てみると、農業の後継者がいない農家が6割を超えているだけでなく、既に、集落営農など、他に任せている人が6割を超えている。他方で、集落を活性化するためなら外部からの移住を容認するという回答は87%もある。にもかかわらず、本市には、こうした県内外からの人々を受け入れることのできる白地農地はほとんど無い。

こうした状況において、農業振興地域整備計画農用地利用計画の見直しには、県知事の同意が不可欠となっているため、事務の迅速化が図れず、そのため、県内外からの農業の担い手も含めた住民の呼び込み、新たな産業の育成、企業誘致、地域振興対策等による活力に満ちたまちづくりに向けた施策も、状況に応じて的確に実施することが出来ない。

根拠法令等

- ・農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項、第13条第4項
- ・農業振興地域の整備に関する法律施行令第4条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	991	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農用地利用計画の変更等の際の都道府県知事への協議・同意の廃止				
提案団体	大分市				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農用地利用計画の変更等の際の都道府県知事への協議・同意を廃止すること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【提案事項】

農用地利用計画の変更等の際の都道府県知事への協議・同意の廃止

【支障事例】

農用地区域の設定を含む農用地利用計画についても市町村が策定するが、都道府県知事へ協議し、同意を得なければならない。市町村は地域の実情を把握しており、自ら十分に適切な判断ができるにも関わらず、事務処理は多大な時間や手間を要し、迅速な事務処理を妨げるとともに、総合的なまちづくりを進めていく上での支障となっている。

【制度改正の必要性】

土地利用行政は基礎自治体である市町村が総合的に担い、地域における最適な土地利用の実現を図るべきである。提案内容は、その際の事務の簡素化・迅速化に寄与するとともに、地域の実情に即した農地を含めた総合的な土地利用行政が基礎自治体の主体的判断と責任において実施することを可能とするものとする。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第8条(市町村の定める農業振興地域整備計画)

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	992	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農用地利用計画の策定、変更にかかる知事への協議・同意の廃止				
提案団体	指定都市市長会				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定される農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の策定、変更について、都道府県知事の同意を不要とする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定される農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の策定、変更について、都道府県知事の同意を不要とする。

【権限移譲の必要性】

- ・除外等の申し出に対応するための期間が短縮され、市民サービスの向上につながる。
- ・基礎自治体が地域の実情に即した農業振興施策と農業振興に係る権限とを併せ持つことで、地産地消推進や福祉農業実施等、都市農業振興と地域活性化に繋げる取組を行うことが可能となる。
- ・地域のニーズに対応する土地活用は、宅地開発者の意向が強く反映されがちであるため、適正な農地保全を行うために、地域の営農者と身近な基礎自治体が連携することで、地域農業の振興策に対応した土地活用が可能となる。

【支障事例】

- ・農用地利用計画の策定、変更にかかる知事の協議・同意が必要なことによって、計画の公告までの期間が2か月程度長くなる。
- ・農業振興地域内の農用地区域以外で有効活用できる見込みの農地がある場合、農用地区域として指定するなど優良農地の確保を地域の実情をよく把握する市町村が主体的に実施できない。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	419	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農業振興地域の指定、区域の変更等の事務権限の移譲				
提案団体	指定都市市長会				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農業振興地域の整備に関する法律第6条及び第7条に規定される農業振興地域の指定、区域の変更等の事務権限を移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

農業振興地域の整備に関する法律第6条及び第7条に規定される農業振興地域の指定、区域の変更等の事務権限を移譲する。

【権限移譲の必要性】

・農業振興地域の指定・変更とそれに伴う農林水産大臣との協議を基礎自治体が担うことにより、地域の営農者と身近な基礎自治体が地域ニーズに対応した土地活用を可能とし、真に保全すべき農地の保全や営農者の生活基盤の確保に取り組める。

【支障事例】

農業振興地域の指定、変更については、都市計画の線引き見直しに伴うものなど、あらかじめ所定の調整が行われているケースがほとんどである。県は市町村の原案をそのまま公告しているのが実態であり、事務処理自体が形骸化している。(別紙No.2-1、2-2)

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項、第6項、第7条第1項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	863	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農業振興地域の指定権限の移譲				
提案団体	さいたま市				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

県が持つ農業振興地域の指定権限を市に移譲する

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

農用地等として保全すべき土地の区域については、市で定める農業振興地域整備計画において農用地区域として指定を行っているが、首都圏に位置する本市においては、農用地等の確保が困難な状況になりつつある。

このような中、農業振興地域に指定されていない区域においても、新たに農用地区域として指定を行い、農業振興を進めたいと考えているが、農業振興地域の変更は県の事務とされているため、地域の実情に応じた農地の保全が行えず、農業振興に関する公共投資を行いたくても行えない状況にある。

また、都市の成長を図るために行う土地利用についても、地域の実情に合った土地利用ができない状況にもある。

都市の成長を促す都市化と農業振興を並行して推進するためにも、地域の実情を把握している市の裁量において、農用地区域の指定を行うため、農業振興地域の変更をも可能とすることが必要と考える。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第6条、第7条

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	216	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	耕作放棄地を再生した場合、一定の割合の面積について同一市域内で農振除外・農地転用を認めること。				
提案団体	新潟市				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

耕作放棄地を再生した場合、一定の割合の面積について同一市域で航空機産業の企業用地などとして開発する際に、農振除外や農地転用の許可を可能にするよう提案します。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【法律の改正箇所】

法第10条第4項の「農用地とすることが適当な土地に含まれないもの」として、計画を策定し、耕作放棄地を解消した面積分の土地について取り扱うものとする。

【支障事例・過去の議論】

ある土地を利用するためにその区域を都市計画区域へ編入するとなると、計画から実行までに年単位の時間を要するため、市街区域内に適地がない場合、企業が手を挙げた際に迅速な対応が出来ず、その数年間に社会情勢が変化する懸念もある。

例えば、国でも成長戦略の一つとして期待される航空機産業の取組を例に挙げると、本市では現在NIIGATA SKY PROJECTを進めているが、市内に工場を設置した際には、計画から設置場所の決定まで8カ月で実現している。

しかし、今後このように企業が成長産業へ進出を計画しても、開発可能な地域には限りがある。同時に、空港周辺への航空機産業の集積など既に整備された社会インフラを活用し、関連事業が一体となって集積することで一層の成長が見込まれる。

一方で、無秩序に農地を転用することは食料自給率の低下を招くことから、耕作放棄地を再生させ、これまでと同様の食料生産を図る必要がある。

成長産業の育成のためには、迅速な対応が必要であり、提案が実現すれば、農産物の生産量を確保しながらも、企業が手を挙げた際にスピード感のある対応が可能となるため、規制緩和を図り、産業の成長化に繋がりたい。農地としての貴重性も理解できるが、該当する地域の農業価値と新たな産業的価値との比較を是非検討させて頂きたい。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律等10条第4項、農地法第4条第1項、第5条第1項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	40	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農家レストランの農用地区域内設置の容認				
提案団体	愛知県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

収穫体験や農業体験により都市住民を集客する農産物の生産施設に併設される農家レストラン等について、農振法の農業用施設とし、農地法においても農地転用の許可相当とする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状】

農家レストランは、農振法上の農業用施設として認められていないため、農振農用地区域内への設置ができず、収穫体験や農業体験など、都市住民を集客する農産物の生産施設と併設し、同一敷地内で多様なサービスを展開する上で支障となっている。

【支障事例】

いちごの収穫体験(いちご狩り)を営んでいる農家が、利用者の増大に対応するため、新たに農用地区域内農地を借りて収穫体験施設を増設することとした。その際、所得の拡大や利用者サービスの向上を図るべく、自家及び地域の農産物を用いた農家レストランを同一敷地内に併設しようとしたが、農家レストランは農業用施設に該当しないとして認められなかった。

【制度改正の必要性】

主として同一市町村内で生産される農畜産物又はそれを原材料として製造・加工したものの提供を行う農家レストランについては、農業用施設とするよう要件を緩和することで、農業者が当該施設を農用地区域内に設置することが可能となる。これにより、農業者等の所得向上および農業の6次産業化が推進される。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第5条第8項

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号 141 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 農地・農業

提案事項
(事項名) 農用地区域内への農家レストランの設置に係る基準の緩和

提案団体 北海道、青森県、山形県、群馬県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、奈良県、鳥取県、岡山県、山口県、徳島県、熊本県、全国知事会

制度の所管・関係府省庁
農林水産省

求める措置の具体的内容

農家レストランを農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号及び同法施行規則第1条に定める農業用施設と位置づけ、農用地区域内において農家レストランの設置を可能とすべき。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【具体的な支障事例】現在、農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項に定める農用地区域をいう。以下同じ)内においては、農家レストランは国家戦略特別区域内においては農業用施設と認められているが、それ以外の地域では認められていないため、設置することができない。
このため、果樹園や観光農園等を経営する農業生産法人が、経営強化・集客増及び都市等との地域間交流を図って農家レストランを開設することを検討したものの、その候補となる土地が農用地区域内であり、必要な要件に該当しないため当該土地を農用地区域から除外することができず、実現できていないなど、農家の事業拡大の支障となる事例が出てきている。

【制度改正の必要性】「農林水産業・地域の活力創造プラン」では、『経営感覚を持ち自らの判断で消費者・実需者ニーズの変化等に対応する「チャレンジする農林水産業経営者」が活躍できる環境を整備し、その潜在力を発揮させることによって、ICT等も活用し、6次産業化や輸出促進をはじめ、付加価値を高める新商品の開発や国内外の市場における需要開拓などを進める』こととしている。
農家レストランは、生産現場と隣接する最適地に立地することで、生産・加工・販売・観光等が一体化し、都市と農村の交流による農村の活性化、農村の雇用確保、農業者の所得の向上及び経営基盤の強化に繋がるものと期待できる。
「農林水産業・地域の活力創造プラン」の実現に資するよう、国家戦略特別区域外においても、農家レストランの農用地区域内への設置を認めるよう、規制を緩和するべきである。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号
農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条
農林水産省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	169	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農用地区域内への農家レストランの設置の容認				
提案団体	鳥取県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農家レストランを農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号及び同法施行規則第1条に定める農業用施設と位置づけ、農用地区域内において農家レストランの設置を可能とする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

現在、農用地区域内農用地(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項に定める農用地をいう。以下同じ)においては、農家レストランは国家戦略特別区域内においては農業用施設と認められているが、それ以外の地域では認められていないため、設置することができない。

このため、果樹園や観光農園等を経営する農業生産法人が、経営強化・集客増及び都市等との地域間交流を図って農家レストランを開設することを検討したものの、その候補となる土地が農用地区域内農用地であり、必要な要件に該当しないため当該土地を農用地から除外することができず、実現できていないなど、農家の事業拡大の支障となる事例が出てきている。

「農林水産業・地域の活力創造プラン」では、『経営感覚を持ち自らの判断で消費者・実需者ニーズの変化等に対応する「チャレンジする農林水産業経営者」が活躍できる環境を整備し、その潜在力を発揮させることによって、6次産業化や輸出促進をはじめ、付加価値を高める新商品の開発や国内外の市場における需要開拓などを進める』こととしている。

農家レストランは、生産現場と隣接する最適地に立地することで、生産・加工・販売・観光等が一体化し、都市と農村の交流による農村の活性化、農村の雇用確保、農業者の所得の向上及び経営基盤の強化に繋がるものと期待できる。

「農林水産業・地域の活力創造プラン」の実現に資するよう、国家戦略特別区域外においても、農家レストランの農用地区域内農地への設置を認めるよう、規制を緩和するべきである。

根拠法令等

- ・農業振興地域の整備に関する法律 第3条第4号
- ・農業振興地域の整備に関する法律施行規則 第1条
- ・農林水産省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	579	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	農地等への権利設定等における全部効率利用要件の緩和				
提案団体	長野県				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

農地等に権利を設定し、若しくは移転しようとする者は、他者へ農地等を貸し付けていたとしても、当該農地等が適切に耕作等されていれば、法第3条第2項第1号の全部効率利用要件を満たすものとする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行制度】

農地等の権利を移転し、または設定しようとする者は、法第3条の許可を受けなければならないとされているが、許可の要件のうち、法第3条第2項第1号に定める全部効率利用要件が、農地等の利用集積等に支障となる事例が見受けられる。

【制度改正の必要性】

自宅から遠隔地にあり耕作に不便な農地等を他者に貸し付けている者が、居住地周辺の農地等を取得する際に、農地を他者に貸し付けているという理由で、全部効率利用要件を満たせず、法第3条の許可が認められないケースがある。また、田と畑(樹園地)の両方を所有している農家が、経営の効率化を図るために、他者に田を貸し付け果樹栽培に専念している場合、新たに樹園地の権利取得をしようとしたところ、他者に田を貸し付けていることをもって、法第3条の許可が認められないケースがある。

現在の制度においては、貸し付けている農地等を他者へ売却するか、賃貸借契約を解除した上で当該農地等を自ら耕作しなければ、新たに農地等を取得等することができないので、農地等に権利を設定し、若しくは移転しようとする者は、他者へ農地等を貸し付けていたとしても、当該農地等が適切に耕作等されていれば、法第3条第2項第1号の全部効率利用要件を満たすものとするべきである。

根拠法令等

農地法第3条第2項第1号、農地法関係事務に係る処理基準について第三の3の(1)

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 検討要請項目

管理番号	746	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	「施設園芸用地等の取扱いについて」の改正				
提案団体	豊橋市				
制度の所管・関係府省庁	農林水産省				

求める措置の具体的内容

「施設園芸用地等の取扱いについて」(平成14年4月1日 13経営第6953号)にて示された農地の判断について、温室の床面全面にコンクリートを舗装した場合、農地ではないとされている。また、集出荷のための駐車場用地や作業用地も農地ではないとされている。しかしながら、作業効率の観点から農地に隣接して駐車場用地や作業用地を確保するニーズは高い。よって、温室内の床面全面にコンクリート舗装した状態や温室に隣接して農地を駐車場用地や作業用地とし舗装を行った状態にあっても引き続き農地とみなすこと。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【具体的な支障事例と必要性】
本地域では、トマト、ミニトマトの施設園芸が盛んで、従来から養液栽培を行う農家の割合が大変多く、次世代植物工場ともいえる統合環境制御を伴う養液栽培も急速に増加している。また、イチゴ栽培においては高設ベンチによる栽培が一般的になっている。こうした中、更なる効果的な産地強化を図る上で以下の事項が問題となっている。
通路のみにコンクリートを舗装した場合、育成作物の変更などにより養液設備や通路の間取りを変更する場合に柔軟な対応ができない。
一部舗装は、通路をコンクリートとし、養液設備の下の未舗装部分にも防草シート等を敷く必要があり、一般的に全面舗装よりも割高になってしまう。そのため、施設園芸で養液栽培の農家は、温室内の地面に全面農業用シートを敷いて対応しているが、シートは定期的な交換が必要でランニングコストが高い。また、地面が安定しないため、高所作業車を使う際に不安定で、安定性の高いコンクリート比べ、危険な作業となっている。
収穫したトマトなどを出荷するための荷さばきスペースやトラックの駐車スペースなどについては、出荷物を台車で運搬するため、スムーズな運搬を実現するためにはコンクリートの舗装が必要となる。
転用等許可に要する期間の長さ、固定資産税や相続税での不利益を考慮し、温室内の床面全面にコンクリート舗装した状態や温室と一体として農地を駐車場用地や作業用地とし舗装を行った状態にあっても引き続き農地とみなすよう提案する。

根拠法令等

農地法第2条第1項、第4条、第5条